

令02原機(大安)067  
令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請の補正について

令和2年5月11日付け令02原機(大安)028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

## 廃棄物管理施設保安規定の変更（補正）

## 1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機(大安)028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請書を、別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

## 2. 補正の理由

- (1) 使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び定期事業者検査において、検査の独立性の確保の観点から検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者が検査を行うことを明確にする。
- (2) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び同規則の解釈（原規規発第1912257号-2 原子力規制委員会決定）の要求事項を品質マネジメント計画に反映する。
- (3) 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標において、重要度の高い設備・機器がない場合においても除外することなく策定するよう変更する。
- (4) 地震及び火災が発生した場合の対応を明確にするため、地震又は火災時の措置を追加する。
- (5) 平常時の環境放射線モニタリングについては、環境放射線モニタリング計画を立案し、同計画に基づき測定及び評価を行うことに変更する。
- (6) 保安規定に定める管理区域を解除する際の措置を明確にする。
- (7) 管理区域から退出する者に係る表面密度の基準を明確にする。
- (8) 非常事態に行うべき防護活動について明確にする。
- (9) 設計想定事象に係る保全に関する措置については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、平成25年12月18日改正法施行）への適合確認が完了するまでに定めることを追加する。
- (10) 記載の適正化を図る。
  - ① 機構の本部組織の定義を実態に合わせるため変更する。
  - ② 原子力施設検査室長の定義を明確にする。

- ③ 「日本工業規格」の記載を「日本産業規格」に変更する。
- ④ 放射線測定機器を示す別表について、使用方法を含むことを明確にする。
- ⑤ 第126条（故障等の報告）について、理事長への報告方法の適正化を行う。
- ⑥ その他、表記の見直しを行う。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

## ○廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の補正 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第5条	<p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p>	<p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p>
第10条 第10条の2	<p>（独立検査組織の設置）</p> <p>第10条 廃棄物管理施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</p> <p>（事業者検査の独立性の確保）</p> <p>第10条の2 所長並びに廃棄物管理施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>	<p>（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）</p> <p>第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</p> <p>2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>
第13条の2	<p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 （省略）</p> <p>1.～2. （省略）</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム-基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する室長及び課長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>a)～h) （省略）</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p>	<p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 （補正なし）</p> <p>1.～2. （補正なし）</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム-基本及び用語に従うものとする。 （削る）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) （補正なし）</p> <p>(4) （補正なし）</p> <p>a)～h) （補正なし）</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</li> <li>・風通しの良い組織文化が形成されている。</li> <li>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li> <li>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</li> <li>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li> <li>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</li> <li>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</li> <li>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</li> </ul>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>(5)～(6) (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4.2.4～5.2 (省略)</p> <p>5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a)～e) (省略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項(4)項b)参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項(4)項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5.4.2 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1～5.6.1 (省略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a)～f) (省略)</p>	<p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (補正なし)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。 a) <u>文書の組織外への流出等の防止</u> b) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>4.2.4～5.2 (補正なし)</p> <p>5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（<u>技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u>）及び施設管理に関する方針を含む。 a)～e) (補正なし)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項(4)項b)参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、<u>次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項(4)項参照）が作成されることを確実にする。</u> a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>5.4.2 (補正なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1～5.6.1 (補正なし)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a)～f) (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>h)～k) (省略)</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p> <p>5.6.3～6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a)～e) (省略)</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1～7.2.2 (省略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (省略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	<p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>h)～k) (補正なし)</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項a)において同じ。））の有効性</p> <p>5.6.3～6.4 (補正なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(3) (補正なし)</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a)～e) (補正なし)</p> <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1～7.2.2 (補正なし)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。<u>これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（<u>不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</u>）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2)～(4) (補正なし)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (補正なし)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>(3) (省略)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (省略)</p> <p>7.4 調達  所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を<u>着実に</u>するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。  また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス  (1) (省略)  (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (省略)  (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2～7.5 (省略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理  所長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。  管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。  a) 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>b)～f) (省略)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (省略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存  部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (省略)</p>	<p>(3) (補正なし)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (補正なし)</p> <p>7.4 調達  所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を<u>適切に</u>実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。  また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス  (1) (補正なし)  (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（<u>力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</u>）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (補正なし)  (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を<u>調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</u></p> <p>7.4.2～7.5 (補正なし)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理  所長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。  管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。  a) 廃棄物管理施設の保安のために、<u>次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u>  ・<u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u>  ・<u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b)～f) (補正なし)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (補正なし)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存  部長及び課長は、調達製品の検収後、<u>受入れから据付け</u>、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) (省略)</p> <p>a) <u>4.2.2項において定める品質マネジメント計画書</u></p> <p>b) (省略)</p> <p>(2)～(8) (省略)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>8.4～8.5.1 (省略)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>b)～e) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>8.5.3 (省略)</p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>a) <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p>b) (補正なし)</p> <p>(2)～(8) (補正なし)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (補正なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（<u>不適合に関連する管理者に報告することを含む。</u>）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(6) (補正なし)</p> <p>8.4～8.5.1 (補正なし)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（<u>情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。</u>）</p> <p>b)～e) (補正なし)</p> <p>(3) (補正なし)</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（<u>単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</u>）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>8.5.3 (補正なし)</p>
(新設)	(新設)	<p>(設計想定事象が発生した場合の措置)</p> <p><u>第14条の2 設計想定事象が発生した場合の措置については、法（平成25年12月18日改正法施行）への適合確認が完了するまでに定める。</u></p>
第29条	<p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2～7 (省略)</p>	<p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2～7 (補正なし)</p>



該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第29条の2	<p>(自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第29条の2 震度4以上の地震が発生したときは、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 竜巻により廃棄物管理施設に影響が及ぶおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にある場合は、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 竜巻が廃棄物管理施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にある場合は、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰があった場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>(3) 降下火砕物の荷重により、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に損傷を及ぼすおそれがある場合、廃棄物管理課長は、降下火砕物の除去を行う。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理する。</p> <p>4 大洗研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、廃棄物管理施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にある場合は、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第1項から前項までの点検の結果を廃棄物管理課長に通報する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、第1項から第4項までの確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、環境保全部長及び危機管理課長に通報する。</p>	<p>(地震又は火災時の措置)</p> <p>第29条の2 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。</p>
第33条	<p>(周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第33条 (補正なし)</p> <p>(1)～(6) (補正なし)</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 (補正なし)</p>
第51条	<p>(廃棄物パッケージの表示等)</p> <p>第51条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(廃棄物パッケージの表示等)</p> <p>第51条 (補正なし)</p> <p>(1) (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	(2) 表面の線量当量率区分、日本工業規格に定める放射能標識（1種標識）及び「放射性廃棄物」の文字	(2) 表面の線量当量率区分、日本産業規格に定める放射能標識（1種標識）及び「放射性廃棄物」の文字
第57条	<p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>5 環境保全部長は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の規定により管理区域を指定又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>8 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p>	<p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の管理区域を解除する場合は、告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>4 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>5 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>6 環境保全部長は、第4項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は、第4項の規定により管理区域を指定又は第6項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>9 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p>
第60条	<p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p>	<p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p>

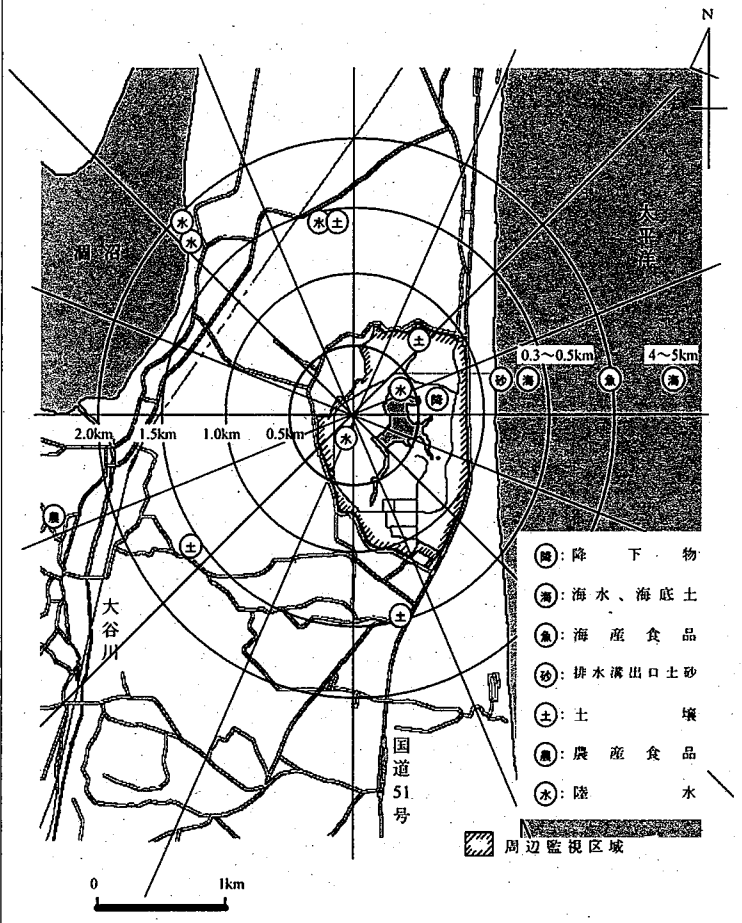
該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1項第4号のうち、<u>個人線量計が汚染した旨の通報を受けたときは</u>、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p>	<p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、<u>別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認</u>すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第4号の<u>汚染検査において異常が発見された場合は</u>、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>汚染検査において異常が発見された旨の通報を受けたときは</u>、第90条の規定により措置しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p>
第61条	<p>(一般物品の持ち出し管理)</p> <p>第61条 課長は、第1種管理区域から物品（放射性廃棄物を除く。以下「一般物品」という。）を持ち出そうとする場合において、当該一般物品の表面密度が別表第6-5に掲げる値を超えているときは、持ち出してはならない。</p> <p>2 課長は、前項の規定にかかわらず、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該一般物品の表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。ただし、放射線管理担当者によって別表第6-6に掲げる値を超えていないことが確認されているとき又は汚染を除去することが困難な場合であって、別表第6-5に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられているときは、この限りでない。</p>	<p>(一般物品の持ち出し管理)</p> <p>第61条 課長は、第1種管理区域から物品（放射性廃棄物を除く。以下「一般物品」という。）を持ち出そうとする場合において、当該一般物品の表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えているときは、持ち出してはならない。</p> <p>2 課長は、前項の規定にかかわらず、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該一般物品の表面密度が別表第6-6の2に掲げる値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第6-6の2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。ただし、放射線管理担当者によって別表第6-6の2に掲げる値を超えていないことが確認されているとき又は汚染を除去することが困難な場合であって、別表第6-6に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられているときは、この限りでない。</p>
第84条	<p>(周辺監視区域内外における線量等の測定)</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、<u>空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水溝出口における排水中の放射性物質の濃度を測定</u>しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p>
第84条の3	<p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、<u>目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（<u>策定した場合に限る。</u>）について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3～4 (省略)</p>	<p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3～4 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第90条	<p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p>
第95条	<p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項及び第2項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2～6 （省略）</p>	<p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2～6 （補正なし）</p>
第96条	<p>（放射線測定器の点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 （省略）</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ、モニタリングポスト及びダストモニタに係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>（放射線測定器の点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 （補正なし）</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ及びモニタリングポストに係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>
第99条の2	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3～4 （補正なし）</p>
第100条	<p>（定期事業者検査）</p> <p>第100条 （省略）</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第99条の2の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>（定期事業者検査）</p> <p>第100条 （補正なし）</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) （補正なし）</p>

該当箇所	補正前 (令和2年5月11日付け申請)	補正後										
新設	2～5 (省略) (新設)	2～5 (補正なし) (非常事態における活動) 第115条の2 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等(周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。)に関する防護活動を行わなければならない。										
第126条	(故障等の報告) 第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。 2 所長は、次の場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。 (1) 非常事態が発生した場合 (2) 管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合 (3) 管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合  3 所長は、前項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。	(故障等の報告) 第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。 2 所長は、次の場合には、速やかに大洗研究所担当理事及び理事長に報告しなければならない。 (1) 非常事態が発生した場合 (2) 管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合 (3) 管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合 3 所長は、前項の報告後、管理規則第35条の16に定める事象については速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。 4 所長は、第2項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。										
第127条	(定期的な評価の実施に係る措置) 第127条 (省略) (1) (省略) (2) (省略) イ (省略) ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。	(定期的な評価の実施に係る措置) 第127条 (補正なし) (1) (補正なし) (2) (補正なし) イ (補正なし) ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。										
(新設)	(新設)	別表第6-5 管理区域からの退出者に係る表面密度 <table border="1"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> </tr> <tr> <td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td> <td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td> </tr> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>						
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質											
0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>											
別表第6-5	別表第6-5 持出物品に係る表面密度限度 (省略)	別表第6-6 持出物品に係る表面密度限度 (補正なし)										
別表第6-6	別表第6-6 持出物品に係る表面密度 (省略)	別表第6-6の2 持出物品に係る表面密度 (補正なし)										
別表第6-15	別表第6-15 周辺監視区域及びその周辺区域における空気吸収線量率の測定 <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>頻度</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>積算空気吸収線量</td> <td>3月積算値を3月ごとに測定</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>排水中の放射性物質の濃度</td> <td>毎週1回</td> </tr> </table>	項目	頻度	空気吸収線量率	連続監視	積算空気吸収線量	3月積算値を3月ごとに測定	空気中の放射性物質の濃度	連続監視	排水中の放射性物質の濃度	毎週1回	別表第6-15 削除
項目	頻度											
空気吸収線量率	連続監視											
積算空気吸収線量	3月積算値を3月ごとに測定											
空気中の放射性物質の濃度	連続監視											
排水中の放射性物質の濃度	毎週1回											

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後																																								
別表第6-16	別表第6-16 環境試料中の放射性物質濃度の測定 <table border="1" data-bbox="371 185 1016 593"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下物中の放射性物質の濃度</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td>土壌中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>陸水中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農産食品中の放射性物質の濃度</td> <td>米</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海水中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海底土中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海産食品中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	降下物中の放射性物質の濃度	毎月1回	土壌中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	陸水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	農産食品中の放射性物質の濃度	米	年1回	野菜	6月ごとに1回	排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海底土中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海産食品中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	別表第6-16 削除																			
項目	頻度																																									
降下物中の放射性物質の濃度	毎月1回																																									
土壌中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
陸水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
農産食品中の放射性物質の濃度	米	年1回																																								
	野菜	6月ごとに1回																																								
排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
海水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
海底土中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
海産食品中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																									
別表第6-17	別表第6-17 周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器 <table border="1" data-bbox="349 692 1223 1011"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>別図第6-3-3に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)</td> <td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> <math>\mu\text{Gy/h}</math></td> <td>14</td> <td>周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>別図第6-3-3に示す箇所 (P-2、P-6)</td> <td>注) <math>10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}</math></td> <td>2</td> <td>周辺監視区域境界付近における空気中放射性物質の濃度の連続監視</td> <td>ベータ線</td> </tr> </tbody> </table> 注) 計数率を示す。	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	モニタリングポスト	別図第6-3-3に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線	ダストモニタ	別図第6-3-3に示す箇所 (P-2、P-6)	注) $10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}$	2	周辺監視区域境界付近における空気中放射性物質の濃度の連続監視	ベータ線	別表第6-17 周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器並びに使用方法 <table border="1" data-bbox="1245 692 2119 871"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所</td> <td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> <math>\mu\text{Gy/h}</math></td> <td>14</td> <td>周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線										
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																					
モニタリングポスト	別図第6-3-3に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線																																					
ダストモニタ	別図第6-3-3に示す箇所 (P-2、P-6)	注) $10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}$	2	周辺監視区域境界付近における空気中放射性物質の濃度の連続監視	ベータ線																																					
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																					
モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線																																					
別表第6-18	別表第6-18 放射線測定機器及び測定箇所（省略）	別表第6-18 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（補正なし）																																								
別表第6-19	別表第6-19 放射線測定機器及び設置箇所（省略）	別表第6-19 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（補正なし）																																								
別表第12-1	別表第12-1 記録及び保存 <table border="1" data-bbox="349 1198 1223 1477"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合 (省略)</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 保安教育の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>部長、原子力施設検査室長</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合 (省略)	記録責任者	保存期間*	6. 保安教育の記録				イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長、原子力施設検査室長	3年間	別表第12-1 記録及び保存 <table border="1" data-bbox="1245 1198 2119 1477"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合 (補正なし)</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 保安教育の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>部長</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合 (補正なし)	記録責任者	保存期間*	6. 保安教育の記録				イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間
記録事項	記録すべき場合 (省略)	記録責任者	保存期間*																																							
6. 保安教育の記録																																										
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間																																							
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間																																							
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長、原子力施設検査室長	3年間																																							
記録事項	記録すべき場合 (補正なし)	記録責任者	保存期間*																																							
6. 保安教育の記録																																										
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間																																							
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間																																							
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間																																							

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）				補正後			
	二 保安教育の結果	実施の都度	部長、原子力施設 検査室長	3年間	二 保安教育の結果	実施の都度	部長	3年間
	(省略)				(補正なし)			
	*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。				*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。			
別図第6-33	別図第6-33 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点 (省略)				別図第6-33 周辺監視区域 (補正なし)			
別図第6-34	別図第6-34 環境試料採取点				(削る)			



廃棄物管理施設保安規定

新旧対照表

(現行－補正後)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 大洗研究所の廃棄物管理施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による職員等及び職員等以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、核燃料物質等による災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>第2条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「所長」とは、大洗研究所長をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、環境保全部長、保安管理部長、放射線管理部長及び管理部長をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長をいう。</p> <p>(5) ～ (14) <span style="float: right;">【省略】</span></p>	<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 大洗研究所の廃棄物管理施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による職員等及び職員等以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、核燃料物質等による災害の防止のために、適切な品質マネジメント活動に基づき、実施する。</p> <p><u>2 法第51条の16第3項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第29条第1項第1号から第4号までの定めに従って、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第2条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「所長」とは、大洗研究所長をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、環境保全部長、保安管理部長、放射線管理部長、<u>管理部長及び原子力施設検査室長</u>をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長をいう。</p> <p>(5) ～ (14) <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p><u>(15) 「保安活動」とは、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。</u></p> <p><u>(16) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</u></p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う、用語の変更</p> <p>法令改正に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加</p> <p>原子力施設検査室長の追加に伴う定義の見直し</p> <p>減容処理施設準備室長の追加に伴う定義の見直し</p> <p>第13条の2の変更に伴い、「保安活動」の定義を追加</p> <p>法令改正に伴う定義の追加（以</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 所長は、第1項の規定に基づき通達を定め、又は第5項の規定により報告を受けたときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p>	<p>(17) 「事業者検査」とは、法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(18) 「建設段階」とは、新設建家の建設、付帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</p> <p>(19) 「施設管理方針」とは、廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第10号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(21) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設として策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項</p> <p>(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(規則、基準等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>7 廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p>	<p>下同じ。）</p> <p>重複したプロセスの削除 固体廃棄物減容処理施設の追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>9 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>10 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>（関係法令及び規定の遵守）</u></p> <p>第4条の2 理事長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に対して関係法令及びこの規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動施策を毎年度、立案させ、定め、活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針について、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針及び活動施策を所長へ通知する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</p> <p>4 所長は、第2項に定める要領に基づき第1項及び前項の関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針及び活動施策を踏まえた、大洗研究所における年度活動計画を作成し、実施し、評価し、継続的に改善する。</p> <p>5 第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第6号までの職位を除く。）は、前項の年度活動計画に基づき、関係法令及びこの規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p> <p><u>（安全文化の醸成）</u></p> <p>第4条の3 理事長は、安全文化を醸成するための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動施策を毎年度、立案させ、定め、活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針について、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、安全文化の醸成を図るための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針及び活動施策を所長へ通知する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</p> <p>4 所長は、第2項に定める要領に基づき第1項及び前項の安全文化の醸成を図るための活動方針及び活動施策を踏まえた、大洗研究所における年度活動計画を作成し、実施し、評価し、継続的に改善する。</p> <p>5 第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第6号までの職位を除く。）は、前項の年度活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p>	<p>8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p>	<p>に伴う記載の適正化、項番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント活動の中で関係法令及び規定の遵守に関する活動を展開するため、当該条文を削除</p> <p>法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント活動の中で安全文化の醸成に関する活動を展開するため、当該条文を削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>(3) <u>監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整等に関する業務を行うとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(7) 所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 環境保全部長は、環境計画課長及び廃棄物管理課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第12号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</p> <p>(10) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p> <p>(12) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(13) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐及び品質保証技術検討会の庶務</p>	<p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整等に関する業務を行うとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>(4) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(6) 所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p> <p>(7) <u>原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第12号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</p> <p>(10) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p> <p>(12) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(13) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p>	<p>本部の定義の適正化、監査の職の職務は、下部規定により定めることから削除</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う、用語の変更 監査の職の職務は、下部規定により定めることから削除 号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>独立監査組織の設置に伴う職位の追加</p> <p>減容処理施設準備室長の追加に伴う職務の見直し</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う、用語の変更 部の品質保証技</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>に関する業務を行う。</p> <p>(14) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(15) 安全対策課長は、大洗研究所における保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(16) 施設安全課長は、大洗研究所の品質保証活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(17) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(18) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設の操作及び保守、特定施設の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項）</p> <p>第8条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の保安活動に係る事項</p> <p>(3) <u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第33条の2に基づき実施する廃棄物管理施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</u></p> <p>(4) その他廃棄物管理施設に係る保安に関する事項</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項に掲げる事項について答申又は意</p>	<p>(14) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(15) 安全対策課長は、大洗研究所における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) 施設安全課長は、大洗研究所の品質マネジメント活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(17) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(18) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、特定施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p><u>(22) 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項）</p> <p>第8条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の保安活動に係る事項</p> <p>(3) 管理規則第33条の2に基づき実施する廃棄物管理施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</p> <p>(4) その他廃棄物管理施設に係る保安に関する事項</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項に掲げる事項について答申又は意</p>	<p>術検討会は下部要領で規定するため削除</p> <p>品質マネジメントシステムの変更に伴う職務の見直し</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う、用語の変更</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う記載の適正化</p> <p>固体廃棄物減容処理施設に係る職位の追加</p>
<p>(3) <u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第33条の2に基づき実施する廃棄物管理施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</u></p>	<p>(3) 管理規則第33条の2に基づき実施する廃棄物管理施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第9条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の保安規定、設計及び工事の<u>方法</u>の認可等</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び保守に係る規則等の制定</p> <p>(4) 定期的な評価に係る事項</p> <p>(5) その他廃棄物管理施設の保安、操作等に係る事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、前項に掲げる事項について、所長に対し、答申又は意見具申をするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、原子炉施設等安全審査委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第9条の2 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質保証活動に関する基本方針及び基本的事項</p> <p>(2) 品質保証活動に関する重要事項</p> <p>(3) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 所長は、品質保証推進委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>（品質保証技術検討会等）</p> <p><u>第10条 環境保全部、保安管理部及び放射線管理部に品質保証技術検討会を、管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>部長は、次に掲げる事項のうち担当する事項について承認しようとするときは品質保証技術検討会等の審議を経なければならない。</u></p> <p>(1) <u>本規定の改正の発議及び第4条第8項に規定する手引きの作成及び変更</u></p> <p>(2) <u>第102条第1項に規定する修理及び改造計画</u></p> <p>3 <u>品質保証技術検討会等は、部長の要請に応じ、第2章の2に規定する品質保証に関する次の各号に掲げる事項について審議する。</u></p> <p>(1) <u>保安活動の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>不適合管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>是正処置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予防処置に関すること。</u></p> <p>(5) <u>品質保証計画の改善に関すること。</u></p> <p>(6) <u>業務の計画の改善に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他、部長が審査を求める保安活動に関すること。</u></p> <p>4 <u>環境計画課長並びに保安管理部、放射線管理部及び管理部にあっては部長が指名した者は、品質保証技術検討会等の審議について記録し維持しなければならない。</u></p>	<p>見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第9条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の保安規定、設計及び工事の<u>計画</u>の認可等</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び保守に係る規則等の制定</p> <p>(4) 定期的な評価に係る事項</p> <p>(5) その他廃棄物管理施設の保安、操作等に係る事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、前項に掲げる事項について、所長に対し、答申又は意見具申をするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、原子炉施設等安全審査委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第9条の2 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質<u>マネジメント</u>活動に関する基本方針及び基本的事項</p> <p>(2) 品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>(3) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 所長は、品質保証推進委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p></p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う、用語の変更</p> <p>各部の検討会・委員会は下部要領で規定するため削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>第11条 【省略】</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務）</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する保安計画の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) <u>法令に基づき行う施設定期検査等の原則としての立会い</u></p> <p>(9) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(10) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(11) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会、品質保証推進委員会及び品質保証技術検討会等への出席</p> <p>(12) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(13) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(14) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条 【省略】</p>	<p><u>（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）</u></p> <p>第10条 <u>大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</u></p> <p>2 第6条第2項に掲げる各職位は、<u>独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>第11条 【省略】</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務）</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安<u>（建設段階における保安のために行われる業務を含む。以下この条において同じ。）</u>の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する<u>施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）</u>の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条 【省略】</p>	<p>法令改正に伴い、独立検査組織の設置及びその独立性の確保について規定</p> <p>建設段階に係る職務の明確化</p> <p>法令改正に伴う、施設管理実施計画に関する事項の追加</p> <p>法令改正に伴い、廃棄物取扱主任者の職務から検査の立会いに関する事項を削除</p> <p>号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>各部の検討会・委員会は下部要領で規定するため削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">第2章の2 品質保証</p> <p>（品質保証計画）</p> <p>第13条の2 職員等は、品質保証の仕組みを理解し、法第51条の16第3項に規定される保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、品質保証計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>品質保証計画は、廃棄物管理施設の運転段階の保安活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」（以下「J E A C 4 1 1 1」という。）及び「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第32号。以下「品質管理規則」という。）に基づく、安全文化の醸成活動を行う仕組みを含む原子力安全のための品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することによって、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>品質保証計画は、廃棄物管理施設の運転段階（試運転段階及び廃止措置段階を含む。）の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>品質保証計画における用語の定義は、J E A C 4 1 1 1 に従うものとする。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) この規定の第5条第1項に定める組織（以下本条項において「組織」という。）は、品質保証計画の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表第2の2-1に定める。</p> <p>(b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図第2の2-1に定める。</p> <p>(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>(d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できるようにする。</p> <p>(e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>(f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>(g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>(h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）」に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに J I S Q 9 0 0 0 : 2 0 1 5 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第2の2-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p>	<p>法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、廃棄物管理施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を規定（以下同じ。）</p>



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を別表第2の2-2に定め、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分け（別表第2の2-3参照）を行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加え、次の事項を考慮することができる。</p> <p>(a) プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>(b) プロセス及び廃棄物管理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(e) 運転開始後の廃棄物管理施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、原子力安全に対する重要性に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(5) 組織は、これらのプロセスを、品質保証計画の要求事項に従って運営管理する。</p> <p>(6) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、調達（7.4参照）に従って管理する。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 次に示す文書（一次文書）</p> <p>(a) 本条で定める品質保証計画</p> <p>(b) 廃棄物管理施設品質保証計画書</p>	<p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。別図第2の2-2に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</li> <li>・風通しの良い組織文化が形成されている。</li> <li>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li> <li>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</li> <li>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li> <li>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</li> <li>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</li> <li>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</li> </ul> <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(3) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するための文書（二次文書）</p> <p>(4) 当該部署における運転段階の保安活動の効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、上記(1)～(3)の文書に基づいて、当該部署が必要とする文書（三次文書）</p> <p>(5) 品質保証計画が要求する記録</p> <p>(6) (1)～(4)で要求される文書に関する品質マネジメントシステム文書体系図は、別図第2の2-2に示すとおりであり、この体系に基づいて、品質マネジメントシステム文書として管理する。また、(3)で要求される文書を品質保証計画に基づく二次文書として別表第2の2-3に示すとおりとする。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルとして次の事項を含む本品質保証計画を作成し、維持する。改訂する場合は、作成と同等の手続きで行う。また、本品質保証計画の運営を具体化するために、「廃棄物管理施設品質保証計画書」を作成する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順又はそれらを参照できる情報</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書について、次の活動に必要な管理を規定するために文書の管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点からレビューし、文書を承認する。</p> <p>(b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>(d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>(e) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>(f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p>本品質マネジメント計画 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、作成する記録の対象を明確化するとともに適正に*記録を作成し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために記録の管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 *：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>(b) 品質方針を設定する。</p> <p>(c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>(f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、理事長は、個別業務又は廃棄物管理施設に対する要求事項（以下「個別業務等要求事項」という。）が決定され、満たされていることを確実にする。（7.2.1及び8.2.1参照）</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次の事項を確実にした「原子力安全に係る品質方針」を定め、組織内に周知する。</p> <p>(a) 組織の目的に対して適切な品質方針とする。</p> <p>(b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を品質方針で明確にする。</p> <p>(c) 品質目標を設定し、レビューすることを品質方針で明確にする。</p> <p>(d) 内部コミュニケーション等を通じて組織全体に伝達し、理解されるよう啓発活動に取り組む。</p> <p>(e) 品質方針の適切性を持続するためにマネジメントレビューを通じて適宜見直しを図る。</p> <p>(f) 品質方針は、機構の基本方針と整合性のとれたものとする。</p>	<p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに關するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、個別業務等要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）（7.1 (3) (a)参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>理事長は、管理責任者に次の事項を確実にさせる。</p> <p>(a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定すること。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていること。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、この規定により保安活動を行う組織の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を、組織内のそれぞれの部門を通じて組織全体に周知させる。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、本部においては安全・核セキュリティ統括部長（監査プロセスを除く。）を、監査プロセスにおいては統括監査の職を、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1 項（4） 項 b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1 項（4） 項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1 項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第5条及び第6条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1 項参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>報告する。</p> <p><u>(c) 組織全体にわたって、関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することについての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、別表第2の2-1に示す者をプロセス責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>プロセス責任者は、それぞれの領域において次に示す責任と権限を持つ。</u></p> <p><u>(a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善されるようにする。</u></p> <p><u>(b) 個別業務に従事する職員等及び職員等以外の者の個別業務等要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>(c) 「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」の成果を含む個別業務の実施状況について評価する。</u></p> <p><u>(d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>(3) <u>プロセス責任者は、(2)に示す業務を実施する。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p><u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にするため、理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、品質マネジメントシステムの有効性に関して評価、確認を行うマネジメントレビューの会議等を通じて情報交換を行う。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) <u>理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムのレビュー（別表第2の2-3参照）を行う。</u></p> <p>(2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p>(3) <u>マネジメントレビューの結果の記録は、4.2.4に基づき管理する。</u></p>	<p><u>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>d) 関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p><u>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p><u>e) 関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p><u>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p><u>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p><u>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p><u>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を報告する。</p> <p><u>(a) 監査の結果</u> <u>(b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u> <u>(c) プロセスの成果を含む実施状況</u> <u>(d) 廃棄物管理施設の検査及び試験の結果</u> <u>(e) 品質目標の達成状況</u> <u>(f) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p><u>(g) 関係法令の遵守状況</u> <u>(h) 予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p><u>(i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> <u>(j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> <u>(k) 改善のための提案</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 理事長は、マネジメントレビューの結果から、次の事項に関する決定及び処置すべてを含めて指示を行う。</p> <p><u>(a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> <u>(b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</u> <u>(c) 資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p><u>a) 内部監査の結果</u> <u>b) 組織の外部の者からの意見</u> <u>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u> <u>d) 事業者検査並びに自主検査等の結果</u></p> <p><u>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u> <u>f) 関係法令の遵守状況</u> <u>g) 不適合及び是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> <u>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> <u>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> <u>j) 改善のための提案</u> <u>k) 資源の妥当性</u> <u>l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項a）において同じ。）の有効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット <u>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u> <u>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> <u>b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> <u>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> <u>e) 関係法令の遵守に関する改善</u> <u>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</u> <u>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p><u>(1) 人的資源（要員の力量）</u> <u>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u> <u>(3) 作業環境</u> <u>(4) その他必要な資源</u></p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 <u>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>組織は、<u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員について、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として、当該業務を実施できる力量を有する者をあてる。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識  <u>組織は、力量、教育・訓練及び認識に関する次の事項を確実に実施するため、それぞれの教育・訓練に係る管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。また、理事長は、監査員の力量について内部監査に係る手順（別表第2の2-3参照）に定める。</u></p> <p>(a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u>  (b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u>  (c) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u>  (d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u>  (e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</u></p> <p>6.3 廃棄物管理施設及びインフラストラクチャ  組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な廃棄物管理施設及びインフラストラクチャ（業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」で明確にして、これを維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境  組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施  7.1 業務の計画  (1) <u>組織は、業務の計画に関する事項を確実に実施するため、必要なプロセスの計画又は作業要領並びに手引き等を策定（別表第2の2-3参照）する。なお、業務とは次の6つの保安活動に係る業務をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>運転管理に関するもの</u></li> <li>・<u>核燃料物質等の運搬に関するもの</u></li> <li>・<u>放射性廃棄物の管理に関するもの</u></li> <li>・<u>放射線管理に関するもの</u></li> <li>・<u>保守管理に関するもの</u></li> <li>・<u>異常時の通報及び非常事態の措置に関するもの</u></li> </ul>	<p><u>部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識  (1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u>  b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u>  c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u>  e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 インフラストラクチャ  <u>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。</u></p> <p>6.4 作業環境  <u>所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1項にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭陰の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施  7.1 業務の計画  (1) <u>所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</u>  (2) <u>部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。<u>(4.1 参照)</u></p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>(a) 個別業務又は廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(b) 個別業務又は廃棄物管理施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>(c) その個別業務又は廃棄物管理施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>(d) 個別業務又は廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。</p>	<p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p>	
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項の明確化</p> <p>組織は、次の事項を「7.1 業務の計画」にて明確にする。</p> <p>(a) 個別業務又は廃棄物管理施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>(b) 明示されていないが、個別業務又は廃棄物管理施設に不可欠な要求事項</p> <p>(c) 組織が必要と判断する追加要求事項のすべて</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「7.1 業務の計画」で策定した計画に示す要求事項について、その要求事項を適用する前にレビューする。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>(a) 個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>(b) 個別業務等要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されていること。</p> <p>(c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっていること。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</p> <p>(4) 個別業務等要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 個別業務等要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、保安規定の遵守状況の検査等を通じて、原子力安全に関するコミュニケーションを図る。</p>	<p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図る。</p>	



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請に係る設計・開発を行うため、設計・開発の管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p><u>(a) 設計・開発の段階</u></p> <p><u>(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u></p> <p><u>(c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</u></p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。</p> <p><u>(a) 機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(b) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) 廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式で提示する。また、リリースの前に、承認を行う。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</p> <p><u>(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p><u>(b) 調達、業務の実施（廃棄物管理施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p><u>(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか又はそれを参照している。</u></p>	<p>め、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p><u>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p><u>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p><u>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p><u>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p><u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p><u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p><u>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p><u>d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p><u>a) 機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>c) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p><u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p><u>b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p><u>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>(a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>(b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。<u>このレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。<u>この検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を4.2.4(2)に定めた管理の<u>手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を4.2.4(2)に定めた管理の<u>手順に基づき管理する。</u></p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を4.2.4(2)に定めた管理の<u>手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.4 調達</p>	<p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1項参照）に体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1項参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.4 調達</p> <p><u>所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>所長は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度について、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて調達の管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。</u></p> <p>(3) <u>契約部長は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する手順（別表第2の2-3参照）を定め、管理させる。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p><u>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p><u>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p><u>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p><u>f) その他調達する製品等に関する必要な事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p><u>所長は、次の事項を7.4.1(2)の手順に含め、実施させる。</u></p> <p>(1) <u>組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品</u></p>	<p><u>究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な措置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p><u>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p><u>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p><u>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p><u>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事項を含める。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>(a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>(b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>(c) 適切な設備を使用している。</p> <p>(d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>(e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>(f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>(b) 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>(c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>(d) 記録に関する要求事項</p> <p>(e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要に応じて、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で個別業務又は廃棄物管理施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、個別業務又は廃棄物管理施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、個別業務又は廃棄物管理施設について一意の識別を管理し、記録を4.2.4(2)に定めた管理の順序に基づき管理する。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p>	<p>等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 廃棄物管理施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</li> <li>・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</li> </ul> <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p><u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存 <u>組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) <u>個別業務等要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を7.1(3)の業務の計画で明確にする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを7.1(3)の業務の計画に定める。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項が満たされるよう管理の手順（別表第2の2-3参照）を定め、実施する。</u></p> <p><u>(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</u></p> <p><u>(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p><u>(c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p><u>(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p><u>(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、その機器、及び影響を受けた個別業務又は廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(6) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p><u>(a) 個別業務等要求事項への適合を実証する。</u></p>	<p>(1) <u>部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存 <u>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</u> <u>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 <u>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p><u>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p><u>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p><u>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p><u>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p><u>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。</u> <u>また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p><u>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p><u>(b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p><u>(c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報を外部とのコミュニケーションにて入手し、マネジメントレビューのインプットデータとする。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。内部監査は、客観的な評価を行う部署又は廃棄物管理施設の外部の者により行う。</u></p> <p><u>(a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p><u>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p><u>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定するために、手順（別表第2の2-3参照）を定める。</u></p> <p><u>(4) 監査及びその結果の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき維持する。</u></p> <p><u>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。（8.5.2参照）</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p>	<p><u>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3項参照）により入手し、監視する。</u></p> <p><u>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p><u>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p><u>a) 本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p><u>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p><u>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p><u>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p><u>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p><u>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p><u>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p><u>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u></p> <p><u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p><u>a) 監視及び測定の時期</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、手順（別表第2の2-3参照）を定め廃棄物管理施設を検査及び試験する。 検査及び試験は、7.1(1)に定める業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</p> <p>(4) 7.1(1)に定める業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設の据付や運転をしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>(3) 不適合管理を実施する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>(a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>(b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p>	<p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(6) <u>管理規則第35条の16に定める事故故障等を含む不適合をその内容に応じ、機構外へ公表する。</u></p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>(a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1参照）</u></p> <p>(b) <u>個別業務等要求事項への適合（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p> <p>(c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p> <p>(d) <u>供給者の能力（7.4参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p><u>組織は、不適合の再発を防止するため、次の(1)から(4)までの事項を含めた手順（別表第2の2-3参照）を定める。</u></p> <p>(1) <u>組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>手順には次の事項を含める。</u></p> <p>(a) <u>不適合のレビュー</u></p>	<p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</u></p> <p>b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4項参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</u></p>	



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(b) 不適合の原因の特定</p> <p>(c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(e) とった処置の結果の記録</p> <p>(f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(4) 組織は、安全に重大な影響を与える事象について、次の事項を満たすように方法及び体制に関する手順を規定し、当該手順に従って事象ごとに根本原因分析を実施する。</p> <p>(a) 体制の主体の中立性が確保されていること。</p> <p>(b) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</p> <p>(c) 是正処置が分析結果に対応した適切なものであること。</p> <p>(d) 具体的な是正処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>組織は、予防処置を確実に実施するため、次の(1)から(4)までの事項を含めた手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 手順には次の事項を含める。</p> <p>(a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>(b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>(c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(d) とった処置の結果の記録</p> <p>(e) とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>(4) 8.5.2(4)に該当しない事象について、是正処置を実施した後、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析として、次の事項を満たすような方法及び体制を定めた手順を定める。</p> <p>(a) 体制の主体の中立性が確保されていること。</p> <p>(b) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</p> <p>(c) 予防処置が分析結果に対応した適切なものであること。</p> <p>(d) 具体的な予防処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p>	<p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄物事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) 施設定期自主検査の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第16条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（鍵の管理）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>（要員の配置）</p> <p>第18条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するとき</p>	<p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（設計想定事象が発生した場合の措置）</p> <p><u>第14条の2 設計想定事象が発生した場合の措置については、法（平成25年12月18日改正法施行）への適合確認が完了するまでに定める。</u></p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第16条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>（鍵の管理）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>（要員の配置）</p> <p>第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するとき</p>	<p>設計想定事象が発生した場合の措置については、新規制基準の適合確認が完了するまでに定めることを追加</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う記載の適正化 法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う見直し（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>は、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視及び点検）  第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる<u>ところにより巡視し、点検</u>しなければならない。  なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>第20条 【省略】</p> <p>（作業中の巡視及び点検）  第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げる<u>ところにより巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>第22条～第27条 【省略】</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>第28条 【省略】</p> <p>（巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）  第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による<u>巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2～7 【省略】</p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）  第30条 廃棄物管理課長は、第105条第1項の規定により勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p>	<p>は、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）  第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる<u>設備、機器について巡視</u>しなければならない。  なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。</p> <p>第20条 【省略】</p> <p>（作業中の巡視）  第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げる<u>ところにより巡視</u>しなければならない。</p> <p>第22条～第27条 【省略】</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>第28条 【省略】</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）  第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による<u>巡視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2～7 【省略】</p> <p>（地震又は火災時の措置）  第29条の2 <u>地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u>  (1) <u>震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</u>  (2) <u>火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</u>  2 <u>放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報しなければならない。</u>  3 <u>廃棄物管理課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。</u></p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）  第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により<u>所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化（以下同じ。）</p> <p>地震又は火災時に異常を認めた場合の措置を追加</p> <p>地震又は火災時の措置を追加</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う見直し（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第4項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条 【省略】</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条 ～ 第32条 【省略】</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 【省略】</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 【省略】</p> <p>第34条 【省略】</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p>	<p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条 【省略】</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条 ～ 第32条 【省略】</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 【省略】</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 【省略】</p> <p>第34条 【省略】</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p>	<p>項番号の繰下げ (以下同じ。)</p> <p>固体廃棄物減容 処理施設の追加 に伴う見直し (以下同じ。)</p> <p>表番号の変更</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第35条 ～ 第50条 【省略】</p> <p>（廃棄物パッケージの表示等）</p> <p>第51条 廃棄物管理課長は、第47条第1項第2号又は第4号によりコンクリート容器を用いて固化又は封入したもの（以下「ブロック型廃棄物パッケージ」という。）、第47条第1項、第48条第1項第2号、第3号、第4号、前条第1項第1号又は第2号によりドラム缶を用いて封入又は固化したものの（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）及び第47条第1項第1号又は第3号により角型鋼製容器を用いて封入したもの（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）（以下この章において「廃棄物パッケージ」という。）について、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 固化又は封入年月を含む管理番号</p> <p>(2) 表面の線量当量率区分、日本工業規格に定める放射能標識（1種標識）及び「放射性廃棄物」の文字</p> <p>第52条 ～ 第53条の4 【省略】</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第54条 ～ 第55条 【省略】</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第56条 【省略】</p> <p>（管理区域の区分及び指定）</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であつて、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があつたとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第</p>	<p>第35条 ～ 第50条 【省略】</p> <p>（廃棄物パッケージの表示等）</p> <p>第51条 廃棄物管理課長は、第47条第1項第2号又は第4号によりコンクリート容器を用いて固化又は封入したもの（以下「ブロック型廃棄物パッケージ」という。）、第47条第1項、第48条第1項第2号、第3号、第4号、前条第1項第1号又は第2号によりドラム缶を用いて封入又は固化したものの（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）及び第47条第1項第1号又は第3号により角型鋼製容器を用いて封入したもの（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）（以下この章において「廃棄物パッケージ」という。）について、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 固化又は封入年月を含む管理番号</p> <p>(2) 表面の線量当量率区分、日本産業規格に定める放射能標識（1種標識）及び「放射性廃棄物」の文字</p> <p>第52条 ～ 第53条の4 【省略】</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第54条 ～ 第55条 【省略】</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第56条 【省略】</p> <p>（管理区域の区分及び指定）</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p><u>2 環境保全部長は、前項の管理区域を解除する場合は、告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</u></p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であつて、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>4 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があつたとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>5 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第</p>	<p>記載の適正化</p> <p>管理区域の解除に係る措置を追加 項番号の繰下げ (以下同じ。)</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>5 環境保全部長は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の規定により管理区域を指定又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>8 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第58条 ～ 第59条 【省略】</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1項第4号のうち、個人線量計が汚染した旨の通報を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第61条 課長は、第1種管理区域から物品（放射性廃棄物を除く。以下「一般物品」という。）を持ち出そうとする場合において、当該一般物品の表面密度が別表第6-5に掲げる値を超えているときは、持ち出してはならない。</p> <p>2 課長は、前項の規定にかかわらず、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該一般物品の表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第6-6に掲げる</p>	<p>3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>6 環境保全部長は、第4項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は、第4項の規定により管理区域を指定又は第6項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>9 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第58条 ～ 第59条 【省略】</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、汚染検査において異常が発見された旨の通報を受けたときは、第90条の規定により措置しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第61条 課長は、第1種管理区域から物品（放射性廃棄物を除く。以下「一般物品」という。）を持ち出そうとする場合において、当該一般物品の表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えているときは、持ち出してはならない。</p> <p>2 課長は、前項の規定にかかわらず、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該一般物品の表面密度が別表第6-6の2に掲げる値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第6-6の2に掲</p>	<p></p> <p>管理区域から退出する者の表面密度の基準を追加</p> <p>管理区域から退出する際の汚染検査で異常が確認された場合の措置を追加</p> <p>表番号の変更（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>値を超えていないことを確認しなければならない。ただし、放射線管理担当者によって別表第6-6に掲げる値を超えていないことが確認されているとき又は汚染を除去することが困難な場合であって、別表第6-5に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>第62条 ～ 第67条 【省略】</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2） 線量を低くするための措置</p> <p>（3） 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>第69条 ～ 第78条 【省略】</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第80条 【省略】</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第82条 ～ 第83条 【省略】</p> <p>（周辺監視区域内外における線量等の測定）</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水溝出口における排水中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p>	<p>げる値を超えていないことを確認しなければならない。ただし、放射線管理担当者によって別表第6-6の2に掲げる値を超えていないことが確認されているとき又は汚染を除去することが困難な場合であって、別表第6-6に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>第62条 ～ 第67条 【省略】</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2） 線量を低くするための措置</p> <p>（3） 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>第69条 ～ 第78条 【省略】</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>第80条 【省略】</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>第82条 ～ 第83条 【省略】</p> <p>（平常時の環境放射線モニタリング）</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p>	<p>ALARA の精神に基づき管理することを追加（以下同じ。）</p> <p>平常時の環境放射線モニタリング計画を立案し、同計画に基づき測定・評価を行う運用へ変更</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第5節 放射線管理施設の管理</p>	<p>第5節 放射線管理施設の管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第84条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p>



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第85条 【省略】</p> <p>（点検及び性能の維持）</p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上点検し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、年1回の校正を行わなければならない。</p> <p>（施設定期自主検査）</p> <p>第87条 放射線管理第2課長は、別表第7-1に掲げるところにより放射線管理施設の性能を確認するため、毎年1回以上放射線管理施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。ただし、警報作動試験に係る検査は、毎月1回以上行わなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の規定により施設定期自主検査を行ったときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第88条 【省略】</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第89条 【省略】</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないときと認めるときは、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長</p>	<p>（保全活動の実施）</p> <p>第84条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第84条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第85条 【省略】</p> <p>（点検及び性能の維持）</p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行わなければならない。</p> <p>第87条 削除</p> <p>第88条 【省略】</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第89条 【省略】</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないときと認めるときは、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあ</p>	<p>法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化（以下同じ。）</p> <p>定期事業者検査の実施に関する事項を第100条に規定することから削除</p> <p>管理区域から退出する場合の汚染検査で異常が確認された場合の措置を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第91条 ～ 第94条 【省略】</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項及び第2項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明 （2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>（放射線測定器の点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の点検を行った結果、異常を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ、モニタリングポスト及びダストモニタに係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第97条 ～ 第98条 【省略】</p> <p>第7章 保守管理</p> <p>（保全）</p> <p>第99条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設の保全のため、点検、試験、検査、補修、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保守管理は、別表第2の2-3に掲げる「保守管理要領」又は「運転及び保守の管理要領」に基づき、実施しなければならない。</p>	<p>ると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第91条 ～ 第94条 【省略】</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明 （2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>（放射線測定器の点検及び巡視において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の点検及び巡視を行った結果、異常を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ及びモニタリングポストに係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第97条 ～ 第98条 【省略】</p> <p>第7章 保守管理</p> <p>（施設管理目標の策定）</p> <p>第99条 環境保全部長及び放射線管理部長は、廃棄物管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、センター長の確認を受けたのちに所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>第84条の変更に伴う見直し</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化（以下同じ。）</p> <p>ダストモニタによる空気中濃度測定は許可との整合から環境試料の測定項目として整理するため削る。</p> <p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3 前項に定める管理要領には、主要な項目として保全対象範囲、設備の重要度に応じた保全重要度の設定、劣化事象の整理、経年変化を考慮した保全計画の策定、保全の実施、点検・補修等の結果の確認評価、点検・補修等の不適合管理及び是正処置、並びに保全の有効性評価を定めなければならない。</p>	<p>3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u>  第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。  2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。  3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。  4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u>  第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。  (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。  (2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。  (3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。  (4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。  (5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。  (6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。  (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。  (8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。  2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。  (1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期  (2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期  3 廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。  4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。  5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（保全活動の実施）</u>  第99条の4 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加</p>



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第102条</p> <p>廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、<u>廃棄物管理施設</u>について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が<u>廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に係る</u>場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした<u>廃棄物管理施設の修理及び改造計画</u>を作成し、それぞれ統括する部長の<u>承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合において、その修理及び改造が<u>年間処理計画に記載されているもの以外であるときは、センター長の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>3 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、<u>第1項の承認をしようとするときは、所長の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>5 部長は、<u>第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、<u>第1項により承認し、又は第2項により承認を受けたときは、放射線管理部長に通知</u>しなければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、<u>第4項により承認を受けたときは、環境保全部長に通知</u>しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は前項の通知を受けたときは、<u>廃棄物管理課長に周知</u>しなければならない。</p> <p>9 放射線管理部長は第6項の通知を受けたときは、<u>放射線管理第2課長に周知</u>しなければならない。</p>	<p>（修理及び改造）</p> <p>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が<u>使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画</u>を作成し、それぞれ統括する部長の<u>同意</u>を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、<u>センター長の承認</u>を得なければならない。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、<u>第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意</u>を得たのちに、<u>所長の承認</u>を得なければならない。</p> <p>6 センター長及び所長は、<u>第3項及び前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知</u>しなければならない。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、<u>第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知</u>しなければならない。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした<u>検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意</u>を得なければならない。<u>これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、<u>原子力施設検査室長の求めに</u></p>	<p>修理及び改造に関する事項の明確化</p> <p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 廃棄物管理課長は、第100条の施設定期自主検査を終了したとき、又は前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第87条第2項の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときは、環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び前項の報告を受けたときは、廃棄物取扱主任者に報告するとともに施設定期自主検査の場合にあっては、所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 異常時の通報</p> <p>第104条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>(異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 廃棄物管理施設に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>第106条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p style="text-align: center;">第9章 非常事態の措置</p>	<p>応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 異常時の通報</p> <p>第104条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p>(異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 廃棄物管理施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。<u>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。<u>減容処理施設準備室長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長へ通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>第106条 <span style="float: right;">【省略】</span></p> <p style="text-align: center;">第9章 非常の場合に講ずべき処置</p>	<p>法令改正に伴い、保守結果の報告に関する事項の見直し</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う見直し</p> <p>法令改正に伴う</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第1節 通則</p> <p>（事前の措置）</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>(1) 別表第11-2に掲げる緊急作業に係る教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第108条～第111条 【省略】</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>第112条～第115条 【省略】</p> <p>第116条 【省略】</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（事象発生時の措置）</p> <p>第117条 廃棄物管理施設に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生した場合は、本規定によらずに「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」に基づき措置するものとする。</p> <p>第118条～第119条 【省略】</p>	<p>第1節 通則</p> <p>（事前の措置）</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p><u>(5) 医療機関の確保</u></p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>(1) 別表第11-2に掲げる緊急作業に係る教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第108条～第111条 【省略】</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>第112条～第115条 【省略】</p> <p><u>（非常事態における活動）</u></p> <p><u>第115条の2 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等（周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。）に関する防護活動を行わなければならない。</u></p> <p>第116条 【省略】</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（事象発生時の措置）</p> <p>第117条 廃棄物管理施設に原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、<u>この規定によらずに「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づき措置するものとする。</u></p> <p>第118条～第119条 【省略】</p>	<p>用語の見直し</p> <p>事前の措置に医療機関の確保を追加</p> <p>非常事態における活動を追加</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p> <p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p> <p>（1） 保安教育の内容</p> <p>（2） 保安教育の時期</p> <p>（3） 保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</p> <p>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</p> <p>6 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>（1） 廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに非常時に採るべき措置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>（2） 廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>（3） 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>（放射線業務従事者以外の者に対する保安教育）</p> <p>第121条 部長は、入所時等に廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者以外の職員等に関係法令及び保安規定の遵守、非常の場合に採るべき措置等保安上必要な教育を実施しなければならない。</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-3に掲げる緊急作業に係る訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等である場合は、兼ねることができる。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項及び第3項の保安訓練の実施結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p> <p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p> <p>（1） 保安教育の内容</p> <p>（2） 保安教育の時期</p> <p>（3） 保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</p> <p>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</p> <p>6 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>（1） 廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに非常の場合に講ずべき処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>（2） 廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>（3） 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>（放射線業務従事者以外の者に対する保安教育）</p> <p>第121条 部長は、入所時等に廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者以外の職員等に関係法令及び保安規定の遵守、非常の場合に講ずべき処置等保安上必要な教育を実施しなければならない。</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。<u>なお、総合訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-3に掲げる緊急作業に係る訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等である場合は、兼ねることができる。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項及び第3項の保安訓練の実施結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p>法令改正に伴う用語の見直し（以下同じ。）</p> <p>原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練の実施に関する記載を追加</p>



変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>第123条 ～ 第125条 【省略】</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、次の場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生した場合</p> <p>（2）管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合</p> <p>（3）管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>3 所長は、前項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 定期的な評価</p> <p>（定期的な評価の実施に係る措置）</p> <p>第127条 所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>（1）保安活動に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>（2）高経年化に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の保全計画を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第128条 ～ 第130条 【省略】</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う保全計画の遵守）</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の保全計画を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、保全計画に従い保安活動を実施しなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の保全計画について変更が必要となった場合は、センタ</p>	<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>第123条 ～ 第125条 【省略】</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、次の場合には、速やかに大洗研究所担当理事及び理事長に報告しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生した場合</p> <p>（2）管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合</p> <p>（3）管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>3 所長は、前項の報告後、管理規則第35条の16に定める事象については速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、第2項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 定期的な評価</p> <p>（定期的な評価の実施に係る措置）</p> <p>第127条 所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>（1）保安活動に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>（2）高経年化に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第128条 ～ 第130条 【省略】</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保安活動を実施しなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は</p>	<p>記載の適正化（理事長への報告方法の適正化）</p>
		<p>法令改正に伴い長期施設管理方針について規定（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>一長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て保全計画を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>別表第1-1 ～ 別表第1-2 【省略】</p>	<p>、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>別表第1-1 ～ 別表第1-2 【省略】</p>	

変更前（現行）

別表第2の2-1 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの本部、大洗研究所への適用

凡例 ◎：主管部署 ○：実施・協力部署、 関連部署	理事長	副理事長	監査長の職 業務プロセスの 管理責任者	本部の管理責任者	統括部長 安全・衛生・セキュリティ	契約部長	大洗研究所の管理責任者	大洗研究所長	環境技術開発センター長	環境保全部長	環境計画課長	廃棄物管理課長	保安管理部長	安全対策課長	施設安全課長	危機管理課長	核物質管理課長	放射線管理部長	環境監視線量計課長	放射線管理第2課長	管理部長	調達課長	
4. 品質マネジメントシステム																							
4.1 一般要求事項	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4.2 文書化に関する要求事項	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 経営者の責任																							
5.1 経営者のコミットメント	◎	○			○		○																
5.2 原子力安全の重視	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.3 品質方針	◎	○			○		○																
5.4 計画	◎	○			○		○																
5.5.1 責任及び権限	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.5.2 管理責任者	◎	◎		◎			◎																
5.5.3 プロセス責任者	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.5.4 内部コミュニケーション	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.6 マネジメントレビュー																							
5.6.1 一般	◎	○		○			○																
5.6.2 マネジメントレビューへの インプット		◎	○	◎	○	◎	○	◎	○														
5.6.3 マネジメントレビューからの アウトプット	◎	○	○	○	○	○	○	○	○														
6. 資源の運用管理																							
6.1 資源の提供	◎		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6.2 人的資源	◎		○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
6.3 廃棄物管理施設及びインフラ ストラクチャー								◎	○	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	
6.4 作業環境								◎	○	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	
7. 業務の計画及び実施																							
7.1 業務の計画					○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
7.2.1 個別業務等要求事項の明確 化					○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
7.2.2 個別業務等要求事項のレビ ュー					○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
7.2.3 外部とのコミュニケーション	◎	○	○	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
7.3 設計・開発	○				○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
7.4 調達					◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎
7.5 業務の実施					○		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎
7.6 監視機器及び測定機器の管理									◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎
8. 評価及び改善																							
8.1 一般	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.2.1 原子力安全の達成	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.2.2 内部監査(原子力安全監査)	◎	○	◎	○																			
8.2.3 プロセスの監視及び測定	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.2.4 検査及び試験									◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎
8.3 不適合管理		○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.4 データの分析		○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.5.1 継続的改善	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.5.2 是正処置		○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
8.5.3 予防処置		○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎

別表第2の2-2 【省略】

変更後（補正後）

別表第2の2-1 削除

備考  
品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図及び品質マネジメントシステム文書体系を追加することから削除

別表第2の2-2 【省略】

別表第2の2-3 品質保証計画に基づく二次文書

第13条の2品質保証計画		文 書 名	所 管 部 署	規 定 関 連 条 項
関連項番号	文書要求項番号			
4.1	4.1(3)	重要度分類要領	環境保全部 保安管理部 放射線管理部	二
4.2.3 4.2.4	4.2.3(2) 4.2.4(2)	文書及び記録管理要領 文書及び記録の管理要領	安全・核セキュ リティ統括部 大洗研究所	
5.5.1 5.5.4	二	中央安全審査・品質保証委員会の運 営について	安全・核セキュ リティ統括部	第7条、第8条
5.5.1	二	原子炉施設等安全審査委員会規則	大洗研究所	
5.5.1 5.5.4	二	品質保証推進委員会規則		第7条、第9条の2
5.6	5.6.1(1)	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュ リティ統括部	二
6.2.2	6.2.2	教育・訓練管理要領	大洗研究所	第119条～第122条
6.2.2 8.2.2	6.2.2 8.2.2(3)	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	二
7.1	7.1(1)	総則	環境保全部 保安管理部 放射線管理部 管理部	二
7.1 7.5	7.1(1)	事故対策規則	大洗研究所	第104条～第117条 第3章、第4章、第6章 第104条～第117条 第33条、第34条 第38条
		大洗研究所放射線安全取扱手引		
		大洗研究所内放射性物質等運搬規 則		
		大洗研究所放射性廃棄物管理要領		
		廃棄物管理施設等運転手引	環境保全部	第3章～第6章 第104条、第105条
		保守管理要領	放射線管理部	第99条
7.3	7.3	設計・開発管理要領	環境保全部 放射線管理部	第102条
7.4	7.4.1(2)	調達管理要領	大洗研究所	二
	7.4.1(3)	調達先の評価・選定管理要領	契約部	
7.6	7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理要領	環境保全部 放射線管理部	第100条、第101条、 第103条 第87条
8.2.4	8.2.4(1)	検査及び試験の管理要領	環境保全部 放射線管理部	第100条、第101条、 第103条 第87条
8.3 8.5.2 8.5.3	8.3(2) 8.5.2 8.5.3	不適管理並びに是正及び予防処 置要領 不適管理並びに是正処置及び予 防処置要領	安全・核セキュ リティ統括部 大洗研究所	二

別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系

品質マネジメント計画書 (二次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	安全・核セキュ リティ統括部 (二次文書)	統括監査の職 (二次文書)	品質保証推進委員会 (二次文書)	中央安全審査委員会 (二次文書)	品質保証委員会 (二次文書)	マネジメントレビュー (二次文書)	教育・訓練管理要領 (二次文書)	設計・開発管理要領 (二次文書)	調達管理要領 (二次文書)	調達先の評価・選定管理要領 (二次文書)	監視機器及び測定機器の管理要領 (二次文書)	検査及び試験の管理要領 (二次文書)	不適管理並びに是正及び 予防処置要領 (二次文書)	不適管理並びに是正処置 及び予防処置要領 (二次文書)
4.1 一般要求事項	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
4.2.3 文書管理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
4.2.4 記録の管理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
5.1 組織の枠組み	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
5.4.1 品質目標	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
5.5.4 内部コミュニケーション	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
5.6 マネジメントレビュー	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
5.2.2 計画及び実施管理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.1 業務の計画	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.2.3 本部とのコミュニケーション	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.3 設計・開発	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.4 調達	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.5 業務の実施	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
7.6 監視機器及び測定機器の管理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
8.2.2 点検	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
8.2.4 検査及び試験	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
8.3 不適管理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
8.5.2 不適管理並びに是正処置	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
8.5.3 不適管理並びに是正処置及び予防処置	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

品質マネジメントシステム文書  
体系の見直し

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考														
別表第3-1 【省略】					別表第3-1 【省略】					法令改正に伴う記載の適正化														
別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視及び点検					別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視																			
施設	本 体	廃液処理棟 排水監視施設 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅱ 有機廃液一時格納庫 管理機械棟 β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅳ α固体処理棟 β・γ一時格納庫Ⅰ α一時格納庫 α固体貯蔵施設 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	建家類 (収容設備類を含む)	外 観	1回/日	施設	本 体	廃液処理棟 排水監視施設 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅱ 有機廃液一時格納庫 管理機械棟 β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅳ α固体処理棟 β・γ一時格納庫Ⅰ α一時格納庫 α固体貯蔵施設 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	建家類 (収容設備類を含む)															
											廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅱ 処理済廃液貯槽 排水監視設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	配電盤類	(1) 外 観	1回/日	施設	設 備	廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅱ 処理済廃液貯槽 排水監視設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	配電盤類	貯槽、タンク、 サンプビット、 配管、弁類	(1) 外 観	1回/日			
													(2) 異常臭							(2) 液位の異常				
													(3) 表示灯							(2) 配管、弁類 マンホール (屋外敷設部)		外 観	1回/月	
											有機廃液一時格納庫	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日	設 備	有機廃液一時格納庫 β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ β・γ貯蔵セル α一時格納庫 α固体貯蔵施設(貯蔵孔内空 気クレンジング設備を除く) 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	配電盤類	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ ジ保管施設類	(1) 外 観	1回/週				
											β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ β・γ貯蔵セル α一時格納庫 α固体貯蔵施設(貯蔵孔内空 気クレンジング設備を除く)	配電盤類	(2) 異常臭	1回/日					固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ		荷役設備	配電盤類	荷役設備	(2) 荷ぐずれ
													固体廃棄物、 廃棄物パッケージ ジ保管施設類											(1) 外 観 (2) 作 動
											電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類	(1) 外 観 (2) 温 度 (3) 異常臭 (4) 異常振動	1回/日					特 定 施 設		電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類	配電盤類	フィルタ、 配管、弁類
										配電盤類			(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日										
													フィルタ、 配管、弁類	外 観	1回/日									

変更前（現行）		変更後（補正後）		備考		
別表第3-3 【省略】		別表第3-3 【省略】		法令改正に伴う記載の適正化		
別表第3-4 処理作業中の巡視及び点検		別表第3-4 処理作業中の巡視				
施設	設備等	点	検		項	目
本	廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ 廃液貯槽Ⅱ計測設備	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH				
	化学処理装置	(1) 給液貯槽の液位 (2) 処理済廃液の受槽の液位 (3) 排泥槽の液位 (4) 給液流量 (5) 凝集沈殿槽内液のpH				
体	廃液蒸発装置Ⅰ	(1) 給液貯槽の液位 (2) 処理済廃液の受槽の液位 (3) 蒸発室の液位 (4) 蒸発室の圧力 (5) 蒸気圧縮機の圧縮比 (6) カランドリアの補助加熱用蒸気の圧力 (7) 濃縮液受槽の液位				
	廃液蒸発装置Ⅱ	(1) 給液貯槽の液位 (2) 凝縮液貯槽の液位 (3) 蒸発缶の液位 (4) 蒸発缶の温度 (5) 蒸発缶の圧力 (6) 濃縮液受槽の液位 (7) 加熱用蒸気の圧力 (8) 冷却水の温度				
設	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(1) 混練物の確認 (2) 混練翼の回転数 (3) スラッジ貯槽の液位 (4) スラッジ槽の液位 (5) 濃縮液受槽の液位 (6) 濃縮液槽の液位 (7) 冷凍機の電流				
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH				
本	廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ 廃液貯槽Ⅱ計測設備	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH				
	化学処理装置	(1) 給液貯槽の液位 (2) 処理済廃液の受槽の液位 (3) 排泥槽の液位 (4) 給液流量 (5) 凝集沈殿槽内液のpH				
体	廃液蒸発装置Ⅰ	(1) 給液貯槽の液位 (2) 処理済廃液の受槽の液位 (3) 蒸発室の液位 (4) 蒸発室の圧力 (5) 蒸気圧縮機の圧縮比 (6) カランドリアの補助加熱用蒸気の圧力 (7) 濃縮液受槽の液位				
	廃液蒸発装置Ⅱ	(1) 給液貯槽の液位 (2) 凝縮液貯槽の液位 (3) 蒸発缶の液位 (4) 蒸発缶の温度 (5) 蒸発缶の圧力 (6) 濃縮液受槽の液位 (7) 加熱用蒸気の圧力 (8) 冷却水の温度				
設	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(1) 混練物の確認 (2) 混練翼の回転数 (3) スラッジ貯槽の液位 (4) スラッジ槽の液位 (5) 濃縮液受槽の液位 (6) 濃縮液槽の液位 (7) 冷凍機の電流				
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH				

		変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
本 体 施 設	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH	(1) 貯槽の液位 (2) 貯留液のpH	
	$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅰ $\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅱ	(1) 分類用ボックス内の負圧 (2) 各部の油圧	(1) 分類用ボックス内の負圧 (2) 各部の油圧	
	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置 $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(1) 各部の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) セラミックフィルタの差圧 (4) 熔融炉内の負圧	(1) 各部の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) セラミックフィルタの差圧 (4) 熔融炉内の負圧	
	$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備 $\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	(1) 分類セル内の負圧 (2) 油圧ユニットの油圧 (3) マニプレータの作動状況	(1) 分類セル内の負圧 (2) 油圧ユニットの油圧 (3) マニプレータの作動状況	
	$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル $\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル圧力計測制御設備	(1) 貯蔵セル内の負圧 (2) マニプレータの作動状況	(1) 貯蔵セル内の負圧 (2) マニプレータの作動状況	
	$\alpha$ 焼却装置 $\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備 $\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備	(1) 各部の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) LPGの元圧 (4) 廃棄物分類用ボックス内の負圧 (5) 灰出しボックス内の負圧	(1) 各部の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) LPGの元圧 (4) 廃棄物分類用ボックス内の負圧 (5) 灰出しボックス内の負圧	
	$\alpha$ ホール設備 $\alpha$ ホール設備圧力計測制御設備	(1) $\alpha$ ホール内の負圧 (2) エアラインスーツ設備へのエア流量 (3) 圧縮機の油圧ユニットの油圧	(1) $\alpha$ ホール内の負圧 (2) エアラインスーツ設備へのエア流量 (3) 圧縮機の油圧ユニットの油圧	
	$\alpha$ 封入設備 $\alpha$ 封入設備圧力計測制御設備	(1) 封入セル内の負圧 (2) 封入装置の作動状況 (3) マニプレータの作動状況	(1) 封入セル内の負圧 (2) 封入装置の作動状況 (3) マニプレータの作動状況	
	$\alpha$ 固体処理棟廃液予備処理装置	(1) タンク類の液位 (2) 貯留液のpH	(1) タンク類の液位 (2) 貯留液のpH	
	$\alpha$ 固体貯蔵施設貯蔵孔内空気ファン設備	(1) 電 流 (2) フィルタの差圧	(1) 電 流 (2) フィルタの差圧	
特	電気設備	(1) 電 流 (2) 電 圧	(1) 電 流 (2) 電 圧	

変更前（現行）			変更後（補正後）			備考
定 施 設	空気圧縮設備	(1) 電 流 (2) 圧 力	定 施 設	空気圧縮設備	(1) 電 流 (2) 圧 力	
	気体廃棄物の廃棄 施設	(1) 電 流 (2) フィルタの差圧		気体廃棄物の廃棄 施設	(1) 電 流 (2) フィルタの差圧	
別表第3-5 ～ 別表第6-4【省略】			別表第3-5 ～ 別表第6-4【省略】			管理区域から退 出する者の表面 密度の基準を追加
別表第6-5 持出物品に係る表面密度限度			別表第6-5 管理区域からの退出者に係る表面密度			
アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質	表番号の変更
0.4 Bq/cm <sup>2</sup>		4 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>		4 Bq/cm <sup>2</sup>	
別表第6-6 持出物品に係る表面密度			別表第6-6の2 持出物品に係る表面密度			表番号の変更
アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質	
0.04 Bq/cm <sup>2</sup>		0.4 Bq/cm <sup>2</sup> 3H以外	0.04 Bq/cm <sup>2</sup>		0.4 Bq/cm <sup>2</sup> 3H	
		4 Bq/cm <sup>2</sup> 3H			4 Bq/cm <sup>2</sup> 3H	
別表第6-7 ～ 別表第6-14【省略】			別表第6-7 ～ 別表第6-14【省略】			第84条の見 直しに伴い別 表を削除（以下 同じ。）
別表第6-15 周辺監視区域及びその周辺区域における空気吸収線量率の測定			別表第6-15 削除			
項	目	頻 度				
空気吸収線量率		連続監視				
積算空気吸収線量		3月積算値を3月ごとに測定				
空気中の放射性物質の濃度		連続監視				
排水中の放射性物質の濃度		毎週1回				
別表第6-16 環境試料中の放射性物質濃度の測定			別表第6-16 削除			
項	目	頻 度				
降下物中の放射性物質の濃度		毎月1回				
土壌中の放射性物質の濃度		6月ごとに1回				
陸水中の放射性物質の濃度		6月ごとに1回				
農産品中の放射性物質の濃度	米	年1回				
	野菜	6月ごとに1回				
排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度		6月ごとに1回				



変更前（現行）			変更後（補正後）			備考
海水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回					
海底土中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回					
海産食品中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回					
別表第6-17 周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器						
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
モニタリングポスト	別図第6-33に示す箇所(P-1~P-8)(P-11~P-16)	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> μGy/h	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線	
ダストモニタ	別図第6-33に示す箇所(P-2、P-6)	注) 10~10 <sup>5</sup> min <sup>-1</sup>	2	周辺監視区域境界付近における空气中放射性物質の濃度の連続監視	ベータ線	
注) 計数率を示す。						
別表第6-18 放射線測定機器及び測定箇所						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気モニタ	廃液処理棟排気口	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup>	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
	β・γ固体処理棟I排気口		1			
	β・γ固体処理棟II排気口		1			
	β・γ固体処理棟III排気口		1			
	β・γ固体処理棟IV排気口		1			
	α固体処理棟排気口		2		アルファ線 ベータ線	
	廃液貯留施設I排気口		1		ベータ線	
	廃液貯留施設II排気口		1			
	有機廃液一時格納庫排気口		1			
	α一時格納庫排気口		1		アルファ線 ベータ線	
α固体貯蔵施設排気口	2					
管理機械棟排気口	1	ベータ線				
室内空気モニタ	施設内	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup>	6	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
別表第6-17 周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器並びに使用方法						
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> μGy/h	14	周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率の連続監視	ガンマ線	
(削る)						
(削る)						
別表第6-18 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気モニタ	廃液処理棟排気口	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup>	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
	β・γ固体処理棟I排気口		1			
	β・γ固体処理棟II排気口		1			
	β・γ固体処理棟III排気口		1			
	β・γ固体処理棟IV排気口		1			
	α固体処理棟排気口		2		アルファ線 ベータ線	
	廃液貯留施設I排気口		1		ベータ線	
	廃液貯留施設II排気口		1			
	有機廃液一時格納庫排気口		1			
	α一時格納庫排気口		1		アルファ線 ベータ線	
α固体貯蔵施設排気口	2					
管理機械棟排気口	1	ベータ線				
室内空気モニタ	施設内	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup>	6	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	

変更前（現行）						変更後（補正後）						備考
		0～10 <sup>3</sup> s <sup>-1</sup>	2		アルファ線			0～10 <sup>3</sup> s <sup>-1</sup>	2		アルファ線	
ローカルガンガ ン装置		—	—		—	ローカルガンガ ン装置		—	—		—	
エリアモニタ	施設内	10 <sup>-1</sup> ～10 <sup>3</sup> μSv/h	23	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線	エリアモニタ	施設内	10 <sup>-1</sup> ～10 <sup>3</sup> μSv/h	23	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線	
排水モニタリ ング設備*	処理済廃液貯槽及び 排水監視設備	—	2	周辺監視区域外 へ放出する液体 廃棄物の放射性 物質濃度及び放 出量の監視	—	排水モニタリ ング設備*	処理済廃液貯槽及び 排水監視設備	—	2	周辺監視区域外 へ放出する液体 廃棄物の放射性 物質濃度及び放 出量の監視	—	
*；第85条及び第87条に規定された業務、並びに、その他操作、保守等に係る業務は廃棄物 管理課長が行う。						*；第85条及び第87条に規定された業務、並びに、その他操作、保守等に係る業務は廃棄物 管理課長が行う。						
別表第6-19 放射線測定機器及び設置箇所						別表第6-19 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法						表タイトルの適 正化
機 器 種 別	設置箇所	数 量	測定目的	測定線種		機 器 種 別	設置箇所	数 量	測定目的	測定線種		
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	6	手、足、衣服等の 表面密度の検査	ベータ線		ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	6	手、足、衣服等の 表面密度の測定	ベータ線		
		1		アルファ線				1		アルファ線		
表面汚染検査用 サーバイメータ	管理区域 出入口	3	床及び機器等の 表面密度の測定	アルファ線		表面汚染検査用 サーバイメータ	管理区域 出入口	3	床及び機器等の 表面密度の測定	アルファ線		
		10		ベータ線				10		ベータ線		
ガンマ線サーバイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線		ガンマ線サーバイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線		
別表第6-20 ～ 別表第6-22 【省略】						別表第6-20 ～ 別表第6-22 【省略】						記載の適正化
別表第7-1 施設定期自主検査項目						(削る)						
施設	設 備 等	検 査 項 目			頻度							
廃 棄 物	化学処理装置	処理能力検査（処理流量及び除染係 数）			1回/年							
		排気確認検査（スラッジ貯槽上部蓋部 スモークテスト等）			1回/年							
		漏えい検知器作動検査			1回/年							
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定		1回/年							
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正		1回/年							
第87条の見直 しに伴い削除												

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
管 理 設 備 本 体 の 処 理 施 設          廢		塔槽類	(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年				
		配管類	(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年				
		ポンプ	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年				
		フード	風速検査	1回/年				
	廢液蒸発装置Ⅰ 廢液蒸発装置Ⅱ	処理能力検査（処理流量及び除染係数）		1回/年				
		排気確認検査（ベント系配管部スモークテスト等）		1回/年				
		漏えい検査（目視確認及び検知器不作動）		1回/年				
		漏えい検知器作動検査		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年				
		塔槽類	(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年				
		配管類	(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年				
	セメント固化装置	ポンプ	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年				
		処理能力検査		1回/年				
		排気確認検査（ベント系スモークテスト等）		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
工業計器		(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年					
塔槽類		(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年					
葉	配管類	(1)外観検査 (2)漏えい検査	1回/年					

変更前（現行）				変更後（補正後）		備考
物 管 理 設 備 本 体 の 処 理 施 設		ポンプ	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年		
	β・γ圧縮装置Ⅰ	処理能力検査		1回/年		
		排気確認検査（圧縮機部スモークテスト等）		1回/年		
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年		
		圧縮機	(1)作動試験 (2)油漏えい検査 (3)外観検査	1回/年		
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年		
	β・γ圧縮装置Ⅱ	処理能力検査		1回/年		
		排気確認検査（圧縮機部スモークテスト等）		1回/年		
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年		
		圧縮機	(1)作動試験 (2)油漏えい検査 (3)外観検査	1回/年		
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年		
		除塵機器等	(1)作動試験 (2)外観検査 (3)捕集効率測定 (4)差圧測定	1回/年		
	β・γ焼却装置	処理能力検査（焼却処理能力及び系統除染係数）		1回/年		
		負圧確認検査（焼却炉内負圧）		1回/年		
		排気確認検査（メンテナンス用フード風速）		1回/年		
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年		
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年		
		炉本体	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年		

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考	
塵 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 処 理 施 設		除塵機器等	(1)作動試験 (2)外観検査 (3)捕集効率測定 (4)差圧測定	1回/年					
	β・γ封入設備	処理能力検査			1回/年				
		クレーン作動検査			1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定		1回/年				
		圧縮機	(1)作動試験 (2)油漏えい検査 (3)外観検査		1回/年				
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正		1回/年				
		インセルモニタ	(1)作動試験 (2)校正		1回/年				
	α焼却装置	処理能力検査(焼却処理能力及び系統除染係数)			1回/年				
		負圧確認検査(焼却炉、廃棄物分類用ボックス及び灰出しボックス内負圧)			1回/年				
		運転切替え作動検査(系統切替作動負圧維持)			1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定		1回/年				
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正		1回/年				
		炉本体	(1)作動試験 (2)外観検査		1回/年				
		除塵機器等	(1)作動試験 (2)外観検査 (3)差圧測定		1回/年				
	αホール設備	処理能力検査			1回/年				
		クレーン作動検査			1回/年				

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 処		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		圧縮機	(1)作動試験 (2)油漏えい検査 (3)外観検査	1回/年				
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年				
		ドラム缶移送装置等	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年				
	α封入設備	処理能力検査		1回/年				
		クレーン作動検査		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		工業計器	(1)警報・作動試験 (2)校正	1回/年				
		インセルモニタ	(1)作動試験 (2)校正	1回/年				
	排水監視設備	漏えい検知器作動検査		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		工業計器	校正	1回/年				
		ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年				
	処理済廃液貯槽	電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		ポンプ類	作動試験	1回/年				
		一次ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年				
配管類		漏えい検査	1回/年					

変更前（現行）				変更後（補正後）		備考	
理 施 設	廃液処理棟						
	β・γ固体処理棟Ⅰ	(1)線量当量率測定 (2)放射性物質濃度測定		1回/年			
	β・γ固体処理棟Ⅱ						
	β・γ固体処理棟Ⅲ						
	β・γ固体処理棟Ⅳ						
α固体処理棟 管理機械棟							
廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 管 理 施 設	固体集積保管場Ⅰ	線量当量率測定		1回/年			
	固体集積保管場Ⅳ	床等	外観検査		1回/年		
	固体集積保管場Ⅱ	線量当量率測定		1回/年			
	固体集積保管場Ⅲ	クレーン作動検査		1回/年			
	α固体貯蔵施設	床等	外観検査		1回/年		
		線量当量率測定		1回/年			
		クレーン作動検査		1回/年			
		貯蔵孔内空気サンプリング設備作動検査（配管内負圧状態）		1回/年			
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定		1回/年		
		貯蔵孔	空気又は水の汚染検査		2回/年 以上		
貯蔵孔内空気サンプリング設備（ファン）		外観検査		1回/年			
放 射 性 廃 棄 物 の 受 入	廃液貯留施設Ⅰ	(1)線量当量率測定 (2)放射性物質濃度測定		1回/年			
	廃液貯留施設Ⅱ	(1)線量当量率測定 (2)放射性物質濃度測定		1回/年			
	有機廃液一時格納庫	電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定		1回/年		
		一次ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検		1回/年		
		配管類	漏えい検査		1回/年		
		トレンチ及びマンホール内漏えい検知器作動検査（警報音発生及び表示灯点灯）		1回/年			

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
れ 施 設  放 射 性 廃 棄 物 の 受 入 れ 施 設  計 測	廃液貯槽Ⅰ	電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		工業計器	警報・作動試験	1回/年				
		ポンプ類	作動試験	1回/年				
		一次ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年				
		配管類	漏えい検査	1回/年				
		マンホール	外観検査	1回/年				
	廃液貯槽Ⅱ	排気確認検査(ベント系配管スモークテスト等)		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		ポンプ類	作動試験	1回/年				
		一次ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年				
		二次ライニング	内面目視点検	1回/年				
		配管類	漏えい検査	1回/年				
	<u>β・γ一時格納庫Ⅰ</u> <u>β・γ一時格納庫Ⅱ</u> <u>α一時格納庫</u>	(1)線量当量率測定 (2)放射性物質濃度測定		1回/年				
		排気確認検査(出入口扉スモークテスト等)		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
		クレーン類	作動試験	1回/年				
	<u>β・γ貯蔵セル</u>	クレーン作動検査		1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年				
	計測	廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ計測設備 セメント固化装置計測設備	液位異常上昇及び漏えい検知警報検査 (警報音発生及び表示灯点灯)	1回/月				



変更前（現行）				変更後（補正後）		備考
制御系統施設	処理済廃液貯槽計測設備 排水監視設備計測設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	工業計器	校正	1回/年		
	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備	温度異常高及び炉内負圧低下警報検査 (警報音発生及び警報表示又は警報音発生及び表示灯点灯)		1回/月		
	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	安全制御機能作動検査 (燃料供給停止、 廃棄物供給停止及び燃焼空気量制限)		1回/年		
	$\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備					
	$\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備	工業計器	校正	1回/年		
	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	負圧低下警報検査 (警報音発生及び表示灯点灯)		1回/月		
	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル圧力計測制御設備					
	$\alpha$ ホール設備圧力計測制御設備	工業計器	校正	1回/年		
	$\alpha$ 封入設備圧力計測制御設備					
	計測制御系統施設	集中監視設備 集中監視設備 (管理機械棟) 大洗研究所主警報盤 (警備所)	警報作動表示 (警報音発生及び表示灯点灯又は警報音発生及び警報表示)		1回/月	
その他の廃棄物管	管理区域系排気設備	処理能力検査 (定格風量以上における系統捕集効率測定)		1回/年		
	廃液処理棟排気設備	ダンパ閉止作動確認検査		1回/年		
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気設備					
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気設備	電気回路	(1)作動試験	1回/年		
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気設備		(2)表示灯点滅試験			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ排気設備	(3)絶縁抵抗測定				
	$\alpha$ 固体処理棟排気設備					
	廃液貯留施設Ⅰ排気設備	ファン	(1)作動試験	1回/年		
	廃液貯留施設Ⅱ排気設備	(2)外観検査				
	有機廃液一時格納庫排気設備					
$\alpha$ 一時格納庫排気設備	フィルタ	差圧測定	1回/年			
$\alpha$ 固体貯蔵施設排気設備						
管理機械棟排気設備						
セル系排気設備	処理能力検査 (定格負圧以上における系統捕集効率測定)		1回/年			
分類セル排気設備						
$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル排気設備	セル内負圧確認検査		1回/年			
封入セル排気設備	ダンパ閉止作動確認検査		1回/年			

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考	
理 設 備 の 附 属 施 設		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年					
		ファン	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年					
		フィルタ	差圧測定	1回/年					
	セル系排気設備 αホール排気設備	処理能力検査（定格負圧以上における系統捕集効率測定）			1回/年				
		ホール内負圧確認検査			1回/年				
		ダンパ閉止作動確認検査			1回/年				
		運転切替え作動検査（系統切替作動負圧維持）			1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年					
		ファン	(1)作動試験 (2)外観検査	1回/年					
		フィルタ	差圧測定	1回/年					
	廃棄物管理施設用廃液貯槽	漏えい検知器作動検査（警報音発生及び表示灯点灯）			1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年					
		ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年					
	β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	液位異常上昇及び漏えい検知器作動検査（警報音発生及び表示灯点灯）			1回/年				
		電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年					
工業計器		校正	1回/年						
ライニング		(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年						
α固体処理棟廃液予備処理装置	液位異常上昇及び漏えい検知器作動検査（警報音発生及び表示灯点灯）			1回/年					
	電気回路	(1)作動試験 (2)表示灯点滅試験 (3)絶縁抵抗測定	1回/年						
そ の 他 廃 棄 物 管									

変更前（現行）				変更後（補正後）		備考
理 設 備 の 附 属 施 設		工業計器	校正	1回/年		
		ライニング	(1)水張試験 (2)内面目視点検	1回/年		
		フード	風速検査	1回/年		
	通信連絡設備	放送及びページング設備	作動試験	1回/年		
	電気設備	配電盤等	(1)接地抵抗測定 (2)作動試験 (3)表示灯点滅試験 (4)絶縁抵抗測定 (5)外観検査	1回/年		
放 射 線 管 理 施 設	排気モニタ (別表第6-18)	校正検査(指示精度検査及び線源校正検査) 外観検査		1回/年		
		警報作動検査		1回/月		
	室内空気モニタ (別表第6-18)	校正検査(指示精度検査及び線源校正検査) 警報作動検査		1回/年 1回/月		
	ローカルサンプリング装置 (別表第6-18)	外観検査 流量率確認検査		1回/年		
放 射 線 管 理 施 設	エリアモニタ (別表第6-18)	校正検査(指示精度検査及び線源校正検査) 外観検査		1回/年		
		警報作動検査		1回/月		
	排水モニタリング設備	外観検査		1回/年		
	ハンドフットクロスモニタ (別表第6-19)	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査		1回/年 1回/月		
	サーベイメータ (別表第6-19)	校正検査(線源校正検査)		1回/年		

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>注1) <u>第87条の規定に従い、放射線管理第2課長は、放射線管理施設（排水モニタリング設備を除く。）及び各施設の線量当量率測定、放射性物質濃度測定について行う。</u></p> <p>注2) <u>ライニング及び一次ライニング(有機廃液一時格納庫を除く。)の内面目視点検については、3年に1回の頻度で洗浄後に実施すること。</u></p>		



変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
別表第12-1 記録及び保存				別表第12-1 記録及び保存				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間'	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間'	管理規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
1. 廃棄物管理施設の <u>検査</u> 記録				1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録				
イ 法第51条の8第1項の規定による使用前検査の結果	検査の都度	廃棄物管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	イ 使用前確認の結果	確認の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
ロ 法第51条の10第1項の規定による施設定期検査の結果	検査の都度	廃棄物管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	ロ 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ 管理規則第30条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	廃棄物管理課長	施設定期自主検査終了後5年が経過するまでの期間	ハ 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録				2. 放射線管理記録				
イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間	イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	10年間	
ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間	ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会に引き渡すまでの期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会に引き渡すまでの期間	

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
他、第74条及び第75条に定める線量	原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該1年間の線量（左欄に掲げる当該1年間に降る。）	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	他、第74条及び第75条に定める線量	原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該1年間の線量（左欄に掲げる当該1年間に降る。）	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計	その都度	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計	その都度	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ハ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ハ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	廃棄物管理課長	1年間	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	廃棄物管理課長	1年間	
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。）	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。）	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃棄物管理課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃棄物管理課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	廃棄物管理課長	1年間	ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	廃棄物管理課長	1年間	
ロ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所	移動の都度	廃棄物管理課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所	移動の都度	廃棄物管理課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
3. 操作記録 イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の挿入量及び挿入の日時 ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量 ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻 ニ 警報装置から発せられる警報の内容 ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	挿入の都度  連続して  開始及び停止の都度 その都度  操作の開始及び交代の都度	廃棄物管理課長  廃棄物管理課長 廃棄物管理課長 廃棄物管理課長 放射線管理第2課長 廃棄物管理課長	1年間  1年間 1年間 1年間 1年間	3. 操作記録 イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の挿入量及び挿入の日時 ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量 ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻 ニ 警報装置から発せられる警報の内容 ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	挿入の都度  連続して  開始及び停止の都度 その都度  操作の開始及び交代の都度	廃棄物管理課長  廃棄物管理課長 廃棄物管理課長 廃棄物管理課長 放射線管理第2課長 廃棄物管理課長	1年間  1年間 1年間 1年間 1年間	
4. 保守記録 イ 廃棄物管理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 ロ 廃棄物管理施設の施設定期自主検査の状況及び担当者の氏名 ハ 廃棄物管理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	毎日1回  毎年1回以上  修理の都度	廃棄物管理課長  廃棄物管理課長 廃棄物管理課長	1年間  1年間 1年間					
5. 廃棄物管理施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時  ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置	その都度  その都度 その都度 その都度	部長  部長 部長 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	4. 廃棄物管理施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時  ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置	その都度  その都度 その都度 その都度	部長  部長 部長 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	項番号の繰上げ管理規則の改正に伴う変更
6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して  連続して 連続して	環境監視線量計測課長 環境監視線量計測課長 環境監視線量計測課長	10年間 10年間 10年間	5. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して  連続して 連続して	環境監視線量計測課長 環境監視線量計測課長 環境監視線量計測課長	10年間 10年間 10年間	項番号の繰上げ（以下同じ。）
7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目  ハ 保安教育を受けた者の氏名 ニ 保安教育の結果	策定の都度 実施の都度  実施の都度 実施の都度	部長 部長  部長 部長	3年間 3年間  3年間 3年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目  ハ 保安教育を受けた者の氏名 ニ 保安教育の結果	策定の都度 実施の都度  実施の都度 実施の都度	部長 部長  部長 部長	3年間 3年間  3年間 3年間	
8. 管理規則第26条の3の品質保証計画に関する文書及び品				7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメン				項番号の繰上げ管理規則の改正

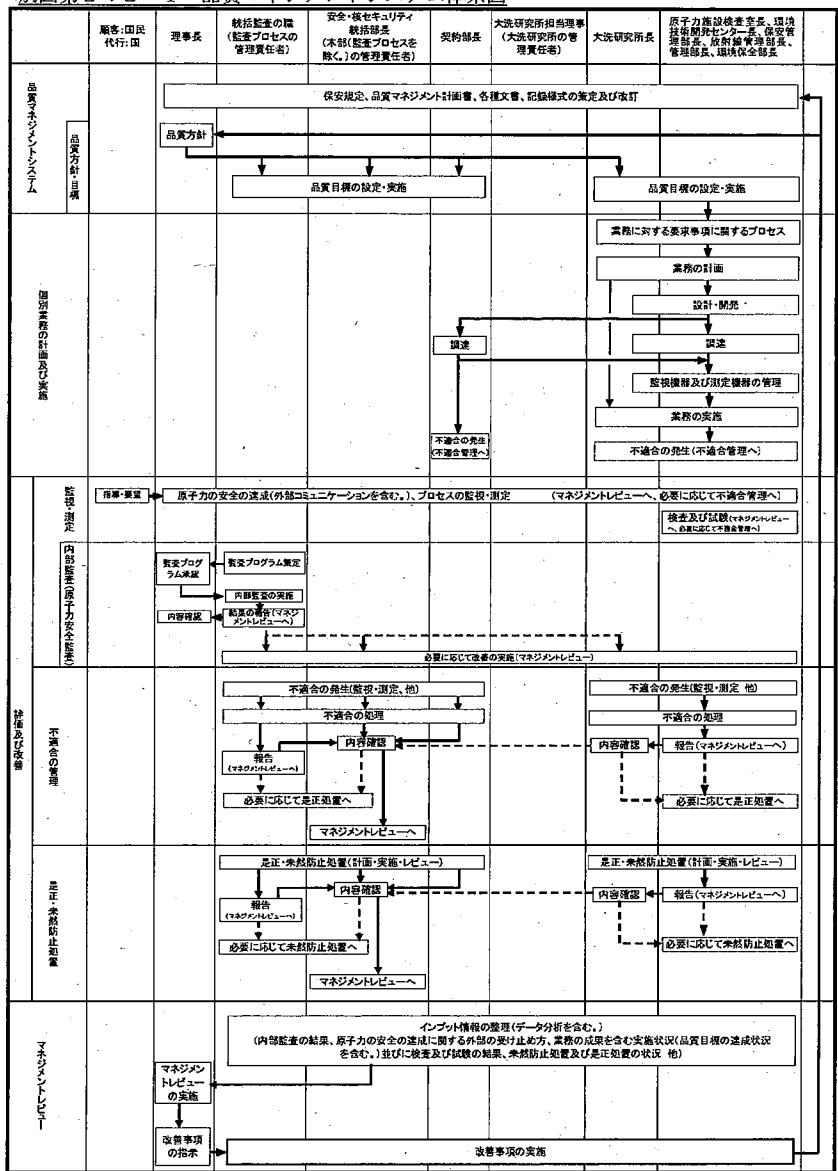




変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
ハ 管理規則第 33 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる計画	計画策定の都度	施設管理統括者	期間 廃止措置終了の確 認を受けるまでの 期間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
10. 委員会に関する記録 イ 中央安全審査・品質保証委 員会の審議案件名、出席者名 ロ 原子炉施設等安全審査委員 会の審議案件名、出席者名	実施の都度  実施の都度	安全・核セキュ リティ統括部長  施設安全課長	5 年間  5 年間	9. 委員会に関する記録 イ 中央安全審査・品質保証委 員会の審議案件名、出席者名 ロ 原子炉施設等安全審査委員 会の審議案件名、出席者名	実施の都度  実施の都度	安全・核セキュ リティ統括部長  施設安全課長	5 年間  5 年間	
11. 保安規定遵守状況調査記録 法第 51 条の 18 第 5 項の規定 による保安検査	検査の都度	環境保全部長	同一事項に関する 次の検査のときま での期間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
12. 下部規則等の記録 イ 所長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期 ロ 部長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期	その都度  その都度	所長  部長	規則等の存続する間  規則等の存続する間	10. 下部規則等の記録 イ 所長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期 ロ 部長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期	その都度  その都度	所長  部長	規則等の存続する間  規則等の存続する間	
*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間 保存する。				*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間 保存する。				

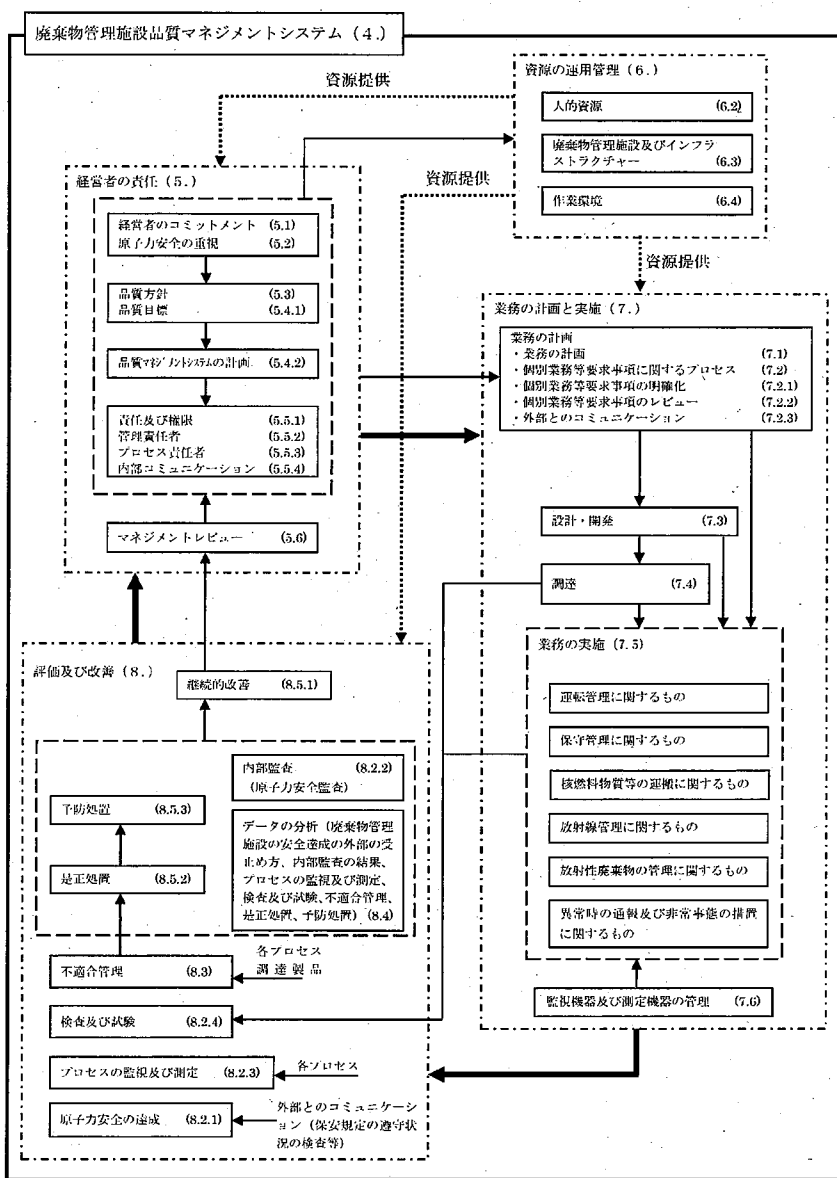
変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安管理組織図</p> <p>理事長    管理責任者    監査の職 — 統括監査の職    中央安全審査・品質保証委員会    管理責任者    安全・核セキュリティ統括部長    契約部長    管理責任    大洗研究所担当理事    廃棄物取扱主任者    大洗研究所長    品質保証推進委員会    原子炉施設等安全審査委員会    環境技術開発センター長    保安管理部長    放射線管理部長    環境保全部長    品質保証技術検討会    品質保証技術検討会    品質保証技術検討会    品質保証推進委員会    核物質管理課長    危機管理課長    施設安全課長    安全対策課長    放射線管理第2課長    環境監視線量計測課長    廃棄物管理課長    環境計画課長    調達課長</p>	<p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安管理組織図</p> <p>理事長    管理責任者    統括監査の職    中央安全審査・品質保証委員会    管理責任者    安全・核セキュリティ統括部長    契約部長    管理責任    大洗研究所担当理事    廃棄物取扱主任者    大洗研究所長    品質保証推進委員会    原子炉施設等安全審査委員会    原子力施設検査室長    環境技術開発センター長    保安管理部長    放射線管理部長    環境保全部長    品質保証技術検討会    品質保証技術検討会    品質保証技術検討会    品質保証推進委員会    核物質管理課長    危機管理課長    施設安全課長    安全対策課長    放射線管理第2課長    環境監視線量計測課長    減容処理施設準備室長    廃棄物管理課長    環境計画課長    調達課長</p>	<p>監査の職の職務は、下部規定により定めることから削除</p> <p>独立検査組織の設置に伴い、原子力施設検査室長を追加</p> <p>各部の検討会・委員会は下部要領で規定するため削除</p> <p>減容処理施設準備室長の追加</p>

別図第2の2-1 品質マネジメントシステム体系図

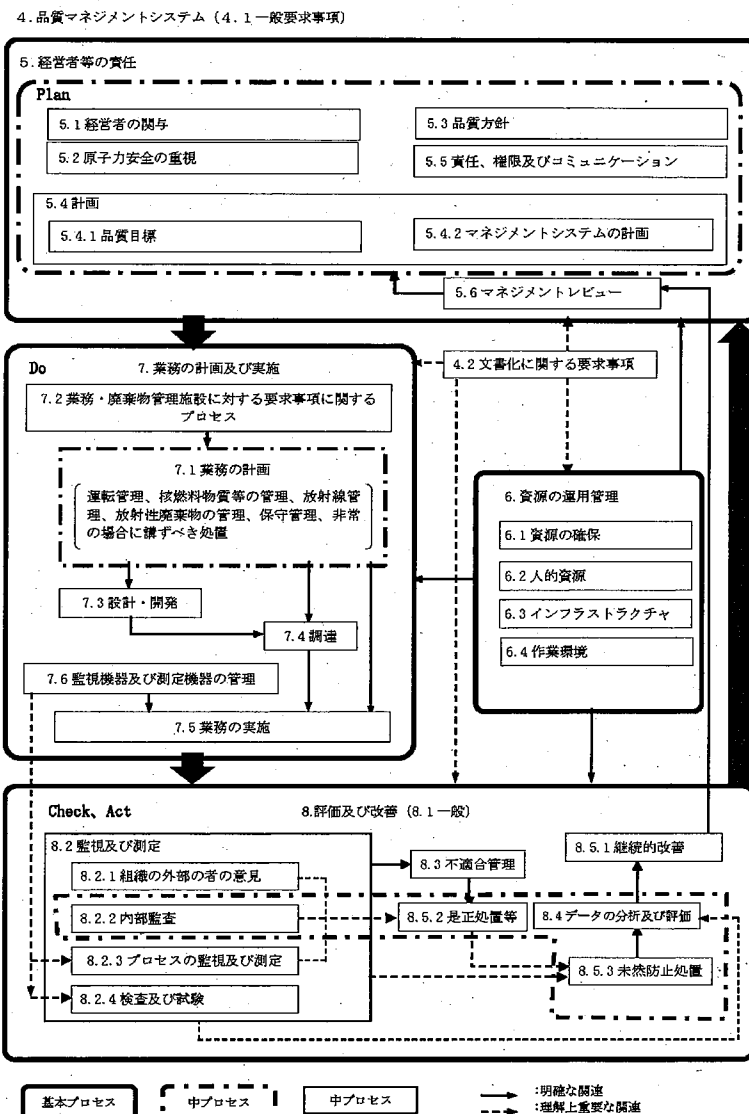


品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント体系図を追加

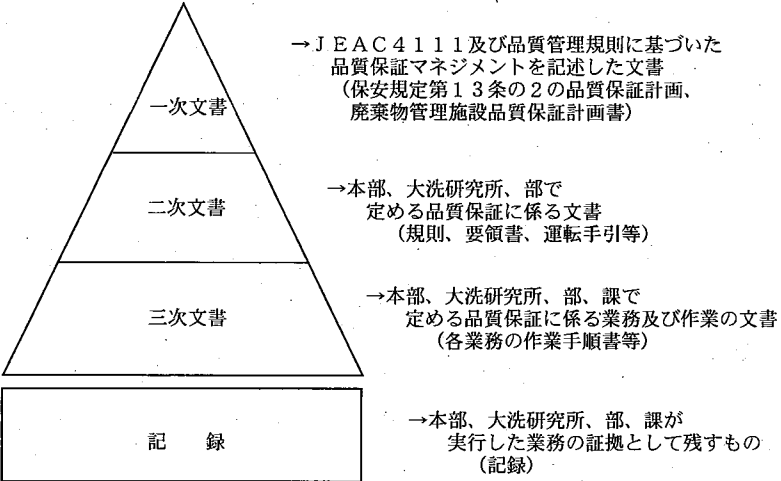
別図第2の2-1 品質マネジメントシステムのプロセスの順序及び相互関係



別図第2の2-2 品質マネジメントシステムプロセス関連図

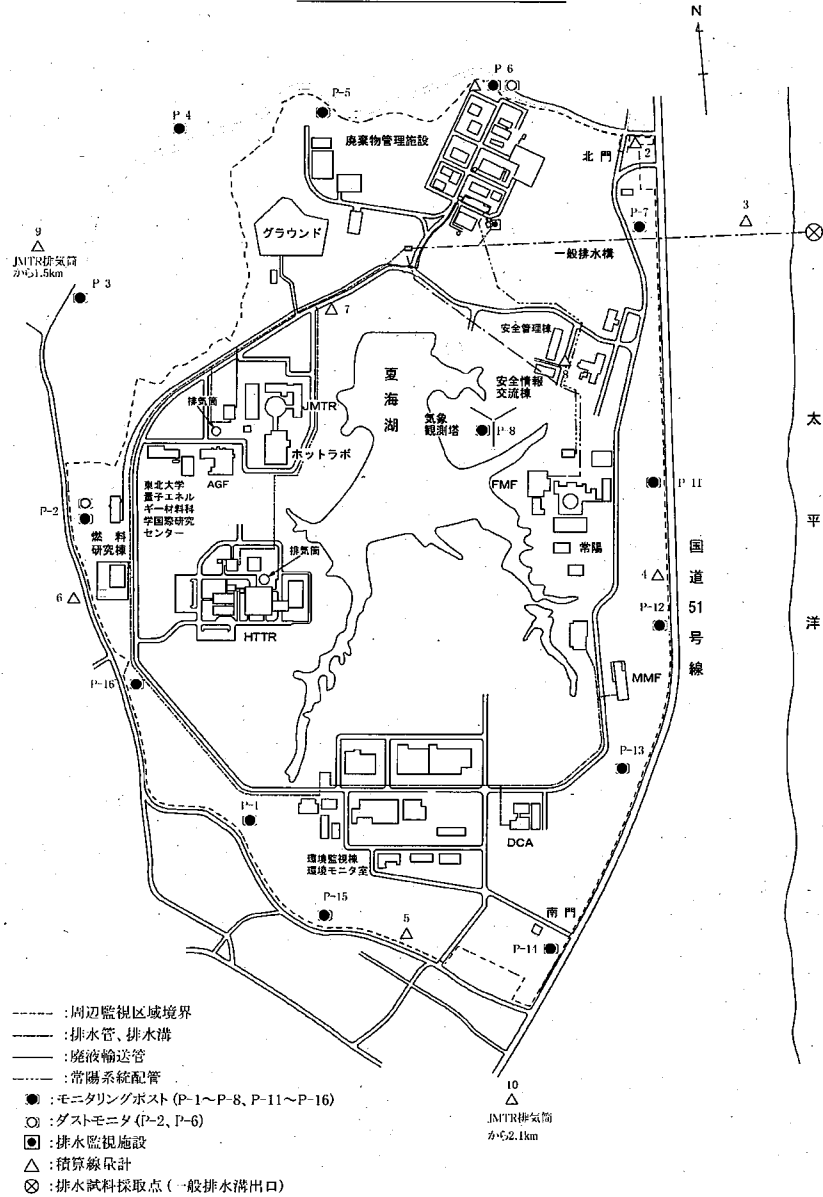


品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連を見直し

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p data-bbox="118 188 651 210">別図第2の2-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  <p data-bbox="264 387 344 410">一次文書</p> <p data-bbox="443 325 837 416">→ J E A C 4 1 1 1 及び品質管理規則に基づいた品質保証マネジメントを記述した文書 (保安規定第13条の2の品質保証計画、廃棄物管理施設品質保証計画書)</p> <p data-bbox="264 488 344 510">二次文書</p> <p data-bbox="443 472 763 539">→ 本部、大洗研究所、部で定める品質保証に係る文書 (規則、要領書、運転手引等)</p> <p data-bbox="264 598 344 620">三次文書</p> <p data-bbox="483 579 893 646">→ 本部、大洗研究所、部、課で定める品質保証に係る業務及び作業の文書 (各業務の作業手順書等)</p> <p data-bbox="264 722 344 745">記 録</p> <p data-bbox="524 703 875 770">→ 本部、大洗研究所、部、課が実行した業務の証拠として残すもの (記録)</p> <p data-bbox="136 932 539 954">別図第6-1 ~ 別図第6-32 【省略】</p>	<p data-bbox="1093 188 1160 210">(削る)</p> <p data-bbox="1099 932 1503 954">別図第6-1 ~ 別図第6-32 【省略】</p>	<p data-bbox="2024 188 2168 501">品質マネジメントシステムの見直しにより、文書体系を品質マネジメント計画及び別表第2の2-1 品質マネジメントシステム文書体系により規定</p>

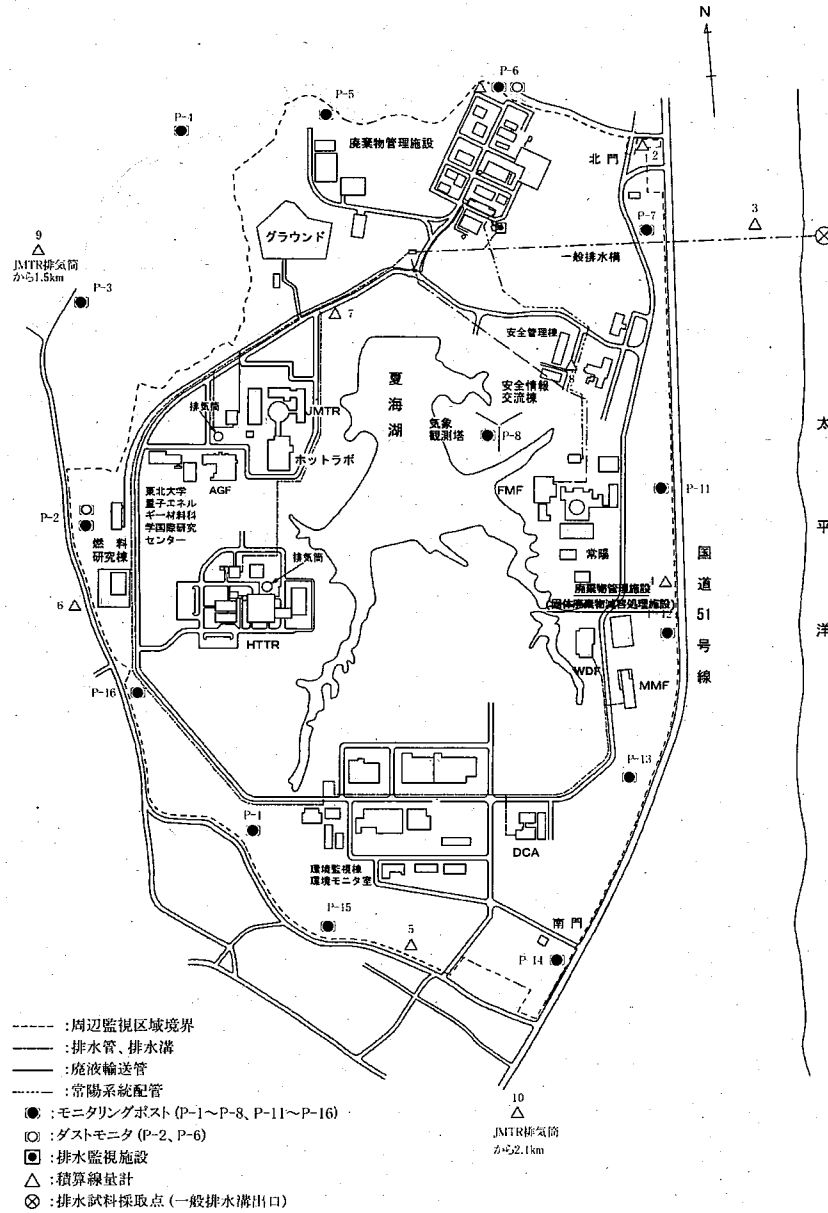
変更前（現行）

別図第6-33 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点



変更後（補正後）

別図第6-33 周辺監視区域



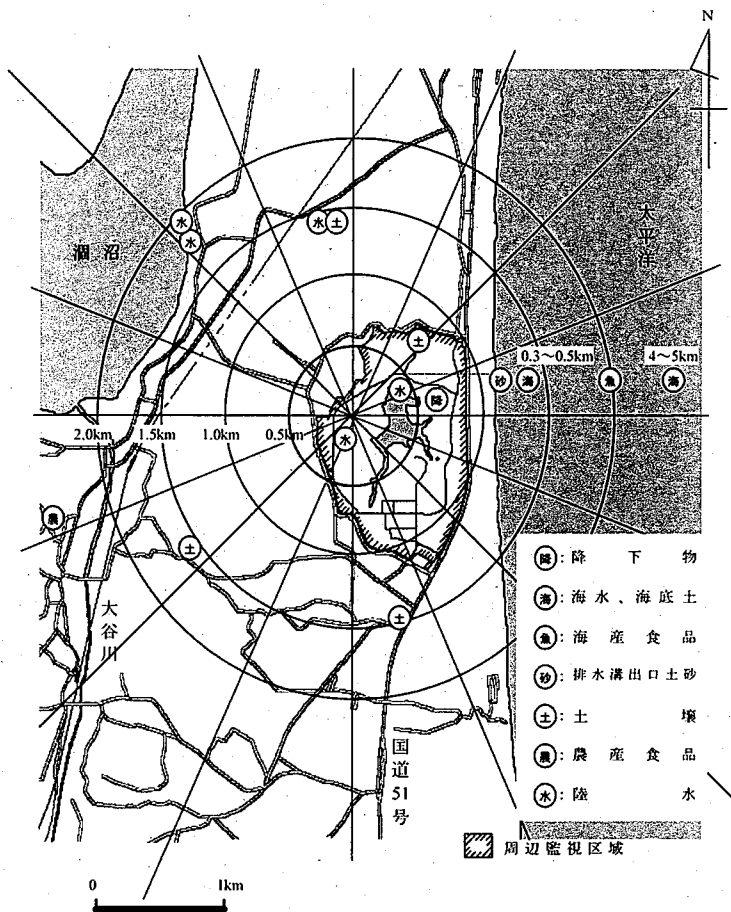
備考

第84条の見直しに伴い図タイトルを変更

固体廃棄物減容処理施設の追加に伴う図の見直し

変更前（現行）

別図第6-34 環境試料採取点



別記様式第6-1 ~ 別記様式第6-2 【省略】

変更後（補正後）

(削る)

別記様式第6-1 ~ 別記様式第6-2 【省略】

附則

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

備考

第84条の見直しに伴い別図を削除

附則の追加